

はじめに

本委員会の構想においては、教育活動を点検する項目として「カリキュラム」、「履修」、「授業」、「入試」、「福利・厚生」の5項目を予定しているが、本報告では前半の3項目を取り上げた。その3項目に対して、各学科・センター・系がそれぞれの立場からマトリックス的に評価を試みたのが、本章の内容である。

各学科・系は、その成立の時期や時代背景も異にし、構成人員も他大学における1学部に相当する数を擁している。従って、六つの立場がそれぞれに独自の主張を持つのは必然の流れで、もし、それらを要約的にまとめようとするれば、膨大なエネルギーの投入を要し、その結果は、ありきたりの平板な報告の類と化すことは、従来の白書類が示すところである。こうしたマトリックス構成を採用した結果、同じような項目についての評価が再三現れるという欠陥を招いていることは否めないが、読者は、それぞれの学科・系の自らの専門学科に対する考え方の交錯が織りなす綾を味わい分けて戴ければ幸いである。

経 済 学 科

1. は じ め に

(1) 本学科の設立と専門教育の改革・改善の経緯

経済学科の設立は、昭和24年、本学が小樽経済専門学校から小樽商科大学に昇格したときにまで遡る。設立当初、本学（商学部）は経済学科と商業学科の二学科からなっていたが、とりわけ経済学科は戦前の小樽高商以来のアカデミズムの薫高い経済学研究（「緑丘アカデミズム」と呼ばれた）の流れを受け継ぐ伝統ある学科であった。

学科創設時の教育方針は必ずしも明確ではないが、開設授業科目をみる限りでは経済学科と商業学科に共通する専門科目が圧倒的に多く、経済学科独自の授業科目はむしろ少数であった。商業学科とは異なる経済学科の独自性と専門性を前面に打ち出すというよりも、経済学教育を中心に商業科目や簿記・会計さらに商法・経済法などの関連諸科目を広く履修させる教育方針をとっていたことをうかがわせるものである。このことは、学科の区別が存在しなかった高商時代の教育の伝統を引き継ぎながら、新設された経済学科の教育がその専門性と同時に広範な隣接諸科目についての基礎的知識と応用能力をもつ視野の広いゼネラリスト的な人材の育成を目指していたことを物語っている。この点は、恐らく商業学科についても同様のことが指摘しうることであって、こうした本学の教育方針は、周知のような外国語教育の重視やゼミナールを基礎とする少人数教育などとともに、他大学にはない本学特有の個性的な教育のあり方として、広く認められ定着してきたといえる。

しかるに、学科設立以来、長い年月が経過し、この間に内外の経済・社会情勢は激変し、経済学をはじめとする社会科学の諸分野においても研究の専門化・細分化が飛躍的に進展した。こうしたなかで、本学における経済学教育もまた従来のゼネラリスト的な人材育成の教育方針の限界が見え始め、学生数の増加への対応とも相まって経済学科の独自性と専門性を強める方向が模索されてきた。とはいえ、この間、経済学科は学科改組による研究・教育体制の本格的な整備拡充の機会に恵まれず、それはわずかに学科内の部分的な改善や教官の個々の努力にゆだねられてきたといえる。

平成2年度から始まった本学の改革に伴う経済学科の改組は、こうした学科内の自主的な改善の努力と模索の一応の帰結点であったといえることができる。経済学科の教育課程は、従来9講座による専門教育科目21科目、学生定員は110名であった。基本的な構成は経済理論、統計学、経済史、応用的各論からなる伝統的なものであったが、そのなかで統計関連科目（統計学、経済統計学、数理統計学、計量経済学）と国際関連科目（国際経済論、貿易政策、国際金融論）が全体の3分の1を占めて、この規模の学科としては相対的に多く、実証性と国際性を重視する方向が

示されていた。学科の改組にあたっては、こうした本学経済学科の特色を十分に生かしながら、かつ社会的な要請をも考慮しつつ、情報化と国際化に重点を置いて、従来の9講座を「基礎経済学」と「応用経済学」の二大講座に統合した。内容的には「基礎経済学」では新たに経済データ解析論、国際経済史、「応用経済学」では国際政治経済学の教官定員および助手1名の定員増が実現し、同時に授業科目の追加および名称変更によって時代の趨勢と経済学の発展に対応したカリキュラムの整備拡充がはかられた。また大学改組による夜間主コースの設置に伴って本学科にも夜間主コースを置くこととし、これによって学生定員は昼間コース130名、夜間主コース20名、計150名となった。

(2) 本学科の教育方針

前述のように長い伝統をもつ経済学科の教育方針は、従来、経済学の素養を中心にして商学や法学などの関連諸科目に関する基礎的知識の習得、さらに外国語教育の重視を含めた幅広いゼネラリスト的人材の育成を目指してきた。その結果、経済界を中心に有為の人材を社会に多数送り出すことによって高い社会的評価を得てきたといえることができる。

しかしながら時代は激変し、学生の質もまた大きく変化した。学問分野の専門化・細分化が進展し、本学の学生数の増大とも相まって各学科の独自性と専門性が強化されてきた。そうした趨勢のなかで、従来型のいわば「浅く広い」ゼネラリスト的人材育成の教育方針の再検討が不可避となり、経済学科の新しい教育理念の真剣な検討と模索が緊急の課題となっている。

平成2年度の学科改組にあたっての概算要求書には「経済学科が要請する人材像」としてつぎのような記述がある。「経済活動の拡大発展と国際化により、企業や社会の直面する経済環境はさらに複雑化しつつある。このような中で、経済学科では(1)変転する経済問題の焦点を自ら推理・判断でき、問題解決できる応用力を備えた人材の養成を基本とする。より具体的には(2)経済問題の的確な認識と判断に不可欠な理論的枠組と実証分析の手法を十分に習得し、(3)経済問題に対して広い視野と深い視点を兼ね備えた見方を持ち、さらに(4)経済問題を社会的、文化的文脈の中で理解できる学生の育成を人材養成上の特色とする。」。

この記述には、経済学科の専門性を重視した新しい教育理念にむけての基本的な方向が示されている。同時に、これに加えて激動する内外の政治経済状況のなかで、より長期の歴史的パースペクティブを持ち、広い視野と総合的な判断力と応用能力をもった人材育成の視点もまた重要であろう。しかし、以上に述べてきた教育目標はいまだ抽象的な次元にとどまっており、今後さらに教育現場の実態をもふまえながら、本学科の教育方針を一層明確化して、育成しようとする人材像をよりわかりやすく具体化する必要がある。その際、従来から高い社会的評価を受けてきた本学の伝統的教育方針であるゼネラリスト的人材育成の長所と短所を今日的視点から検討することによって、新しい教育方針のなかにその長所を生かしていく視点も重要であるといえよう。

2. カリキュラム

(1) 本学科の教育目標からみた現状評価と今後の課題

現在進行中の学科の改組によって授業科目構成はかなりの程度改善され、とくに統計関連科目（統計学、経済統計学、数理統計学、計量経済学、経済データ解析論）と国際関連科目（国際経済論、国際経済政策、国際政治経済学、国際金融論、国際経済史）は一層充実し、学科改組の際の眼目であった情報化と国際化は本学経済学科の大きな特色となってきた。

ただ、この二つの専門分野は全国的にみても教官確保が困難な分野であって、本学経済学科がその教育方針のなかに情報化と国際化という二大特色を十分に生かし、実効あるものにするためには何よりもこの分野における優秀な教官の採用を実現することが緊急の課題となっている。

また、今後の課題として、いま一点指摘しなければならないことは、本学科には地域経済学の授業科目が置かれているが、この科目の専任教官がいないことである。本学経済学科が小樽および北海道の地域経済との結びつきを一層拡大強化していくためには、この面での教官の充実が今後の大きな課題となる。

(2) ゼミナール教育の位置づけ

① 教育方針

ゼミナール教育について学科全体としての教育方針やあり方を議論したことはない。各教官それぞれでゼミナール教育の位置づけは異なっているであろうし、また活用のしかたも違っているので、必ずしも共通の理念は必要としないと思われる。ただし、少人数教育の重要性については一致した認識がある。授業とは異なる教育の形態としてゼミナールは必要不可欠であり、教官にとっても個性を生かした特色ある教育が行える場として認識されている。

② 教育内容

本学では3年次生と4年次生が別々の時間帯でゼミナール教育を受けることになっており、3年次で文献講読や論文報告を行い、4年次で卒業論文のための研究を行うというのが一般的な形態である。ただし、教官によって形態にもバラつきがみられる。特に異なるのは卒業論文の位置づけであり、卒論を重視する教官は3年次から準備を開始させるが、一方、専門教育の深化を重視する教官は4年次でもかなりの時間を文献講読にあてている。また、3年次生と4年次生の合同によるゼミナールの選択の余地があってもいいのではないかとの意見も多い。特に3年次生が4年次生の卒論作成プロセスを観察できることの教育効果が指摘される。ただし、各学年10名以上をかかえるゼミナールではゼミ室のスペースの問題が生じる。

③ ゼミ生の数と教官の負担

経済学科では共通の募集要項に従ってゼミ生の募集を行っているが、教官毎のゼミ生の配分には偏りがみられる。ゼミの内容や教官の教育方針、学生の選好などによりゼミ毎の学生数は異なっており当然であるが、年によっては相互の調整が必要と思われる。共通募集要項では3次募集まで実施されることになっているが、少人数でも1次募集で打ち切る場合があり、ノンゼミ生の増加につながっている。いかなる学生を選ぶかは教官の専権事項でもあるが、負担の平等化の観点から検討する必要があるかもしれない。

④ 卒業論文の指導と評価

卒業論文の重要性は学科として共通の認識をもっているが、卒論への取組方はゼミナールによって異なる。卒論研究は授業とは異なり、受動的な勉学のみでは完成できず、学生自らが積極的に取り組む必要があるが、以前に比べ卒論研究の能力が落ちているとの指摘がある。また、論文の書き方について何か共通のマニュアルが必要との声も聞かれる。卒論を選択制にするとの考え方もあるが、授業による単位のみでなく、自主的研究を通じた卒論を義務づけることは大きな教育効果があり必修のままでよいと思われる。ただし、昨今の学生の研究能力の低下を考えると、「論文」の形式にこだわらず卒業レポートやゼミレポートの形態も認めざるを得ないのではないかとの意見がある。卒論指導のあり方とともに今後検討すべき課題である。なお、卒論発表は各ゼミで行われているが、より多くの聴衆を前にした発表会、例えば学科全体、又は複数のゼミ合同での発表の機会があってもよい。

⑤ ゼミ室の機能

本学は一ゼミ一室という恵まれた環境を学生に提供しているが、必ずしも効率的な利用が図られているとは言いがたい。卒論作成の時期を除けば、週2回のゼミ時間帯の利用のみで残りの時間は遊休化している。また一室が狭いため、3年・4年の合同ゼミを行うこともできない。より効率的な利用のためにはゼミ室を大きくして複数のゼミの利用とすることなどが考えられる。その場合、全学同時時間帯のゼミではなく異なる時間帯を設定すれば合同ゼミが可能となる。

(3) 他学科・系とのカリキュラムの相互関連性

経済学科の授業科目と同名または類似の科目が他学科に存在する場合でも、相互に関連性や内容の重複の程度はチェックしていないのが現状である。それぞれの学科は独自性をもち、異なる視点で教育を行うことには問題はないし、また受講者も異なるので、必ずしも徹底した調整は必要ではない。しかし、学科・系相互間でどのような内容の講義が行われているかを開示する必要があり、その上で各教官が独自に調整することは望ましい。したがって、シラバスの作成などを通じて、各科目の講義内容が他学科・系の教官および学生にわかるようにしておくことが肝要である。

(4) 授業科目と配当年次

① 配当年次

専門、一般教育を問わず配当年次は必要に応じてより弾力化することが望ましいが、積み上げが必要な科目群は配当年次の序列を変える訳にはいかない。例えば「マクロ経済学」や「ミクロ経済学」は「経済学概論」の履修を前提に講義が行われているし、「計量経済学」や「数理統計学」は「統計学」の履修を当然のこととして進められる。言い換えれば、積み上げの基礎となる科目はできるだけ早く履修できるように配当年次を1年次とすることが望ましい。

② 授業科目数と内容

経済学の進歩と多様化に伴って、教授すべき範囲は急速に広がりつつある。これに対し定員増が見込めない現状では授業科目をより弾力的に運用することが望ましい。例えば、現在の一部の専門科目を隔年開講とするか、又は2単位授業とすれば、新たな科目の設置が負担増なく可能となる。大講座制のメリットを生かし、時代の変化に即した授業科目のメニューを提供することが望ましい。

③ 大学院制度弾力化への対応

現在大学院への入学資格は大学に3年以上在学すれば得られるようになっており、また修士課程の修業年限も最短で1年で修了できるように弾力化されている。このような制度を活用し、優秀な学生は4年で修士の学位が得られるようなカリキュラムの編成を考えるべきである。このような制度の存在を学生にも十分周知させ、意欲のある学生をより多く発掘し育成することが望ましい。そのためには例えばゼミの配当年次を2年次からに下げることなどを検討する必要がある。また、教官の授業負担に関しては学部・大学院を総合して平等化する必要があり、この面からも授業科目の開講・非開講の弾力的運用が望まれる。

3. 履 修

(1) 小人数教育対大人数教育

① 過去と現状

過去3年間の開講科目別履修者数と教室番号及び教室の収容人数は表4-1の通りである。履修者数が300人を越えるような大人数の科目はいつも決まっている。統計学、ミクロ・マクロ経済学（経済原論Ⅰ・Ⅱ）、経済史概論、国際経済論、経済学概論である。そして、これらの科目ではまた履修者数が教室の収容人数を越えている場合が多い。また、その他の科目でも履修者数が教室の収容人数を越えている場合が毎年数科目見受けられる。

② 講義室の確保

履修者が教室の収容人数を越えている科目は、履修者が300人を越えるような科目を中心に毎年7科目前後存在する。この問題はもっと収容人数の多い教室を作れば解決できるであろうが、その努力はしているが現状ではそれはむずかしいようである。また、クラスを二つに分けるといいう方法もあるが、教官の負担の問題から考えてそれも困難である。したがって、当面の対策としては履修者数を減らしていくことを考えるべきであろうと思われる。その方法としては何らかの

表4-1 科目別受講者および教室容量

◎平成3年度			◎平成4年度			◎平成5年度		
科 目	受講者数	教室収容人数	科 目	受講者数	教室収容人数	科 目	受講者数	教室収容人数
統計学	314	247	統計学	415	180	マクロ経済学	228	338
数学統計学	136	180	数学統計学	45	108	ミクロ経済学	237	338
経済統計学	96	108	経済統計学	130	182	経済原論Ⅲ	98	180
経済原論Ⅰ	322	338	経済原論Ⅰ	435	338	統計学	359	324
経済原論Ⅱ	330	338	経済原論Ⅱ	260	338	数理統計学	92	108
経済学特別講義Ⅰ	98	126	経済学特別講義Ⅰ	66	107	経済統計学	102	144
経済学特別講義Ⅱ	45	60	経済学特別講義Ⅱ	65	107	計量経済学	146	144
経済学史	207	180	経済学史	153	180	経済学史	128	144
経済原論Ⅲ	132	247	経済原論Ⅲ	290	180	経済史	506	324
計量経済学	126	108	計量経済学	140	182	日本経済史	141	247
経済史概論	433	324	経済史概論	418	324	経済政策	134	144
日本経済史	151	247	日本経済史	188	56	社会政策	74	126
経済政策	145	126	経済政策	155	107	農業経済政策	164	247
農業経済学	210	107	農業経済学	166	247	財政学	120	144
社会政策	145	56	社会政策	54	126	金融経済論	78	126
財政学	233	247	財政学	116	107	国際経済論	441	182
国際経済論	131	180	国際経済論	334	180	貿易政策	185	247
貿易政策	151	180	貿易政策	174	180	国際金融論	131	107
金融経済論	161	180	金融経済論	161	180	経済学特別講義Ⅰ	103	144
金融政策	228	182	金融政策	96	126	経済学概論	568	324
経済学概論A	172	182	国際金融論	171	180			
経済学概論B	304	180	現代経済理論	168	182			
			経済学概論A	264	324			
			経済学概論B	293	324			

注) 太字は、登録受講者が、教室収容人員を超過する科目

仕方履修科目数を制限することが考えられる。たとえば、毎年の最大履修科目数を決めてしまおうとか、不合格の科目が多くなった場合には何らかのペナルティを課するとかといったこと、また、概論科目については入学時に所属学科を決定してしまうといったことが考えられる。これらについては今後継続的に検討していく必要があるが、当面すぐ実行可能な対策としては履修者が多い科目を同じ授業時間帯に置くということが考えられる。

③ 教官の負担と確保

教官の負担や教育効果から見て履修者数は1科目 200人以下であることが望ましいと思われる。履修者数が300人を越えるような科目がいくつか存在し、それらの科目がいつも決まっていることはいく人かの特定の教官に負担が重くのしかかっていること、また、それらの科目においては教育効果が他の科目に比べて減殺されていることを意味する。したがって、この問題については早急に対策が講じられるべきであると思われるが、現状では上のような方法で履修者を減らす工夫をすることが最も合理的であろうと思われる。

(2) 通年制対学期制

① 現 状

従来は通年授業が一般的であったが、平成元年度から半期授業が本格的に導入されてきた。

平成元年度から平成5年度までの各学科の通年制と半期制の科目数の推移を表4-2に示す。

経済学科と商学科では平成5年度までは通年制科目の方が半期制の科目より多かったが、過去2年間では逆になっている。

企業法学科では平成元年度と2年度は半期制の科目の方が多かったが、平成3年度になると通年制科目の方が多くなり、4年度にはまた半期制科目の方が多くなった。しかし、5年度にはまた通年制の科目の方が多くなっている。このように企業法学科では年度によってまちまちである。

社会情報学科では各年度とも圧倒的に通年制科目の方が多い。

以上のようなわけで、経済学科と商学科では半期制科目が数の上で優勢になる傾向が見られるが、圧倒的な数になるかどうかは今のところわからない。また、企業法学科ではそのような傾向も見られない。また、社会情報学科では一貫して通年制科目の方が圧倒的である。

② 今 後 の 方 向

今後の方向としては、全部半期制にしてしまった方がよいという意見と、原則的として半期制というのがよいという意見と、現状のようにそれぞれの教官の選択にまかせた方がよいという意見に分かれている。

前二者の半期制の方がよいという意見は、短い間隔で講義を受けた方が講義内容が学生の頭に残りやすい、一回の試験期間に受験する科目数が半減するので学生にとって試験が受けやすい、

半期制の方が留学生にとって有利だといった考え方にもとづいている。

教官の選択にまかせた方がよいという意見は、週一回の講義の方が講義の準備に十分な時間をかけることができる、年齢の高い教官にとって週二回の講義は体力的にきつい、といった考え方にもとづいている。

三つの意見のうち今後どれを取るべきかについては、今後の通年制科目数・半期制科目数の動向や学生の意見を見極めながらさらに検討を続けていくことが必要であると思われる。

表4-2 開設科目の通年・半期開講対比（昼間コース専門科目、ただし集中講義を除く）

年 度	学 科	設 科 目 数	通 年 科 目 数	半 期 制 科 目 数
平 成 元	経 済 学 科	17	9	8
	商 業 学 科 商 学 コ ー ス	21	13	8
	商 業 学 科 経 営 法 学 コ ー ス	15	7	8
	社 会 情 報 学 科	14	12	2
平 成 2	経 済 学 科	14	8	6
	商 業 学 科 商 学 コ ー ス	21	15	6
	商 業 学 科 経 営 法 学 コ ー ス	17	8	9
	社 会 情 報 学 科	14	13	1
平 成 3	経 済 学 科	18	10	8
	商 業 学 科 商 学 コ ー ス	21	11	10
	商 業 学 科 経 営 法 学 コ ー ス	19	11	8
	社 会 情 報 学 科	14	12	2
平 成 4	経 済 学 科	21	9	12
	商 学 科	22	9	13
	企 業 法 学 科	18	8	10
	社 会 情 報 学 科	14	12	2
平 成 5	経 済 学 科	19	9	10
	商 学 科	20	9	11
	企 業 法 学 科	19	11	8
	社 会 情 報 学 科	17	13	4

(3) 履修指導及びオリエンテーション

① 科目指導及びオリエンテーションの現状、効果と改善点

毎年1月に行われる学科・課程所属オリエンテーションで学科長（学科委員）が経済学科の特色について説明するとともに、各科目担当者が担当科目の内容やそれぞれの科目に関連する科目を紹介したパンフレットを配布している。また、毎年担当者を決めて個々の学生の相談に応じている。

このように毎年オリエンテーションを行ってはいるが、学生は概論の授業や先輩からの話を聞いて所属学科を決めることが多いので、オリエンテーションに何らかの改善を加えることよりも、教授要目をできるだけ詳しいものにしていつでも学科の内容が誰にでもわかるようにしておくことや概論科目の授業に工夫を加えることの方が効果が大きいと思われる。また、専門科目を1年次に下ろしてくればそれ自体がオリエンテーションの役割を果たすことになるので、その方向も追求していくべきであろう。

また、経済学科に所属が決まった学生が経済学科の科目に関する関心を高め、学習がスムーズに進められるように、学科所属が決まった後に再度オリエンテーションを行う必要もあると思われる。

② ゼミ指導及びオリエンテーションの現状、効果と改善点

各ゼミの教官や学生がゼミナール協議会発行の『ゼミナール紹介本』でゼミの内容を紹介したり、毎年11月に行われるゼミのオリエンテーションで、新しくゼミを取る学生に直接ゼミの内容や教官の人柄の紹介をしている。

これらは学生のゼミ選択にかなり効果的に機能していると思われるが、さらにゼミ公開制度を設け各ゼミの様子を一定期間の間実際に見ることができるようになることも考える必要があるであろう。

③ 教授要目の内容、効果と改善点

講義は毎年同じ内容であるとは限らず、その年度の間新しい内容が盛り込まれる場合も多いので、その年度が始まる前からどこまで詳細な講義内容についての紹介が可能かについては一概には言えないが、詳しくれば詳しい程学生にとっては履修科目の選択や講義の理解に役立つことは間違いないのであるから、できるだけ詳しい教授要目を作成するよう今後とも努力すべきであろう。

(4) クラス制の効果

① 導入時の目標

クラブ、サークルに入らない学生のための友達作りの場を提供することに主眼があった。

② 成 果

クラス単位でハイキングを実施したり、大学祭で模擬店を出したりといった活発な活動を行っているクラスもあり、学生の友達作りに一定の役割を果たしていると思われる。

③ 今 後 の 課 題

現在のようにクラス編成が何の根拠もなく行われているのでは学生のクラスへの帰属意識が希薄にならざるをえず、クラス制度の効果も限られてくるのではないかと思われる。その点、入学時から学科所属を決めそれにもとづいてクラス編成を行えばそうした問題点が解消すると思われるので、今後そうした方向を追求すべではないかと思われる。

(5) 学科所属制度と転科問題

本学では、1年生の後期のおわりに学科所属希望を提出させ、1年次の成績に応じて学科所属を決定するシステムを用いている。所属を決めたあとは、原則として転科を認めていない。経済学科を第一志望とする学生数は多くなく、第二志望以下で決定されるために、不本意な形で学科所属が決定されている学生の割合が多いと考えられる。他学科から2年次での勉学を通じて経済学への興味を持ち、経済学科への転科願が提出されるケースは過去5年間で9名であり（資料欄 表1）、学科としては、勉学意欲の面で理由がはっきりしていれば、認める方針をとっている。今後、専門科目の履修割合を1年次・2年次で多くするのであれば、入学時での学科所属決定を考えるべきである。また、経済学科としては、入試における学科別募集も検討していきたい。

(6) 成績不振者への対応

学科として特に対応してきたことはない。研究指導教官を通じて、個々の学生に対して指導がなされている。ただし、ノンゼミ生については、指導が行われていないので、今後の検討課題となる。留年学生のうち経済学科所属学生は全体の半数を占めている（資料欄 表3）。これは、経済学科の教官が比較的厳しい指導を行うことと、学科所属の際の不本意学生の多さに起因していると考えられる。学科所属決定後のオリエンテーションを行うなど、きめの細かい対応が必要となっている。

(7) 留学制度及び単位互換

大学全体として、交換留学を充実する方向にある（第7章 国際交流4参照）。3年次学生を中心に、海外の姉妹校に派遣し、卒業所要単位の30単位まで認める学則がある。経済学科の学生1名が、現在、カナダ・ブロック大学に留学中である。経済学科としては、この制度を積極的に活用し、留学を奨励する必要がある。経済学科では、特別講義の形で、外国人スタッフによる英語での講義が行われてきており、外国人留学生を受け入れる環境は整っている。交換留学生を経

経済学科のゼミナールに優先的に所属させることによって、外国に行かなくても、本学において国際的な教育を提供することができる。経済学科の教官には、海外留学の豊富な人材が多く、交換留学促進に必要な条件が整っている。今後、これによって学科の魅力を高めていくことも可能と思われる。

(8) 検定資格の評価

経済学科として、特に推薦する検定試験はない。しいて挙げるとすると、英語検定試験程度であり、学科として単位認定を考慮するような検定資格はない。

4. 授 業

(1) 授業内容の公表

これまで経済学科の授業内容（「研究指導」（ゼミナール）を含む）は、次のように公表されてきた。

- (a) 『教授要目』による授業内容の紹介
- (b) 学科・課程所属オリエンテーション（1年次生対象）での授業科目と内容の紹介（資料の配布）
- (c) 授業内容に基づく教科書等の刊行
- (d) 『ゼミナール紹介本』（本学ゼミナール協議会・自治会発行）への原稿協力（各教官の判断による）
- (e) ゼミナール募集時のオープン・ゼミナール（各教官の判断による）

このように授業内容の公表に消極的ではなかったものの、公表の意義・必要性は議論されてこなかった（ただし、(b)の導入時には、学科会議での検討が行われた）。その背後には、公表を他から強いられることへの心理的な抵抗感があったように思われる。

しかしながら、教育・研究活動の公開が求められる中で、教育活動の中心である授業内容の学内外への公表は、明らかに必要であろう。より効果的な学内（学生・教官）での公表のためには、たとえば(1)『教授要目』の記載事項（授業の目的や内容、教材等）の充実や、(2)成績評価基準の公表、(3)試験問題の公表などが考えられる。他方、本学入学希望者を含む学外に対しては、他の公表方法を探る必要がある。

(2) 学科・系内および学科・系間での授業内容の調整

経済学科内での授業内容の調整は、まず授業科目の配置により制度的に行われてきた。たとえば、国民所得や産業など基礎概念が「経済学概論」（1年次生対象）で説明されるのに対して、

国民所得水準と物価水準の関係は「マクロ経済学」（2年次生対象）で、産業の成長・衰退要因は「ミクロ経済学」（2年次生対象）で説明される。このように、おおよその授業内容は科目別に調整されている。更に、密接な関連科目の間（たとえば「経済政策」と「財政学」）では、担当教官の協議により授業内容が詳しく調整されることもあった。

しかし、近年の授業科目数・教官数の増加に伴い、各教官が担当外の授業内容に留意する余裕をもてなくなってきた。とりわけ、複数の教官が交互に担当する科目の内容については、大枠での合意が必要となってきた。改善の方策としては、(1)学科会議等での授業内容の協議や、(2)『教授要目』の原稿段階での調整、(3)試験問題の交換によって授業内容を把握することなどが考えられる。

また、各教官の単位認定基準に差があるため、履修者数も科目によってかなり異なっている。この結果、恒常的に履修者の多い科目では担当教官への負担が大きく、問題となっている。

他方、他学科・系との間で授業内容の調整が行われた例は少ない。また、その必要性を学科のレベルで求める声も聞かれない。

(3) 授業内容の評価のシステム

授業内容は教官および学生の双方でチェックし、改善に努めることが望ましい。授業内容の改善のためには(1)教官の授業内容がどれだけ学生に理解されているか、(2)社会の要請や学生の要望が考慮されているか、(3)学生の理解や関心を高めるような教授方法が採用されているか、などを点検・評価する必要がある。

学生による授業の評価は経済学科では一部の教官がすでに実施している。方法は授業期間中に何度かアンケートをとったり、試験の解答用紙に意見を書かせたり、本格的にマークシートを用いたアンケート調査の実施などである。授業中や試験中でのアンケート調査は記名によるもので評価は甘くなる傾向があり、せいぜい授業内容の感想を聞くにとどまる。無記名のマークシートによる方法は、多くの項目を共通のフレームで処理できるので客観性に優れているが、集計の手間などの問題がある。なお、現在実施されているこれらの授業の評価は、教官の個人的資料として利用されており、公表されているわけではない。

学生による授業内容の評価を制度として導入することは意見の分かれるところである。マークシートなどによる体系的な評価システムを確立し、結果を公表することで教官同士の競争を促すべきだとする意見がある一方で、学生による評価は学生の評価能力や信頼性に問題があるので導入すべきではないとの意見もある。また、学生による評価システムの導入は望ましいとしながらも、その利用と公表の有無は授業担当教官の意志にゆだねるべきだとする考えもある。

なお、個々の授業の評価とは別に、4年次生の卒業時にアンケートをとり、授業全般に関する評価のための調査を実施することも一案である。所要単位を満たした後であればより客観的な評価が可能となり、学生自身の反省や自己評価も盛り込むことができよう。

いずれにせよ授業内容の改善と学生との意志疎通をどのような形ではかっていくか、今後議論を詰めていく必要がある。

(4) 教授方法の開発

黒板と白墨を中心とする授業スタイルは、授業時間の多くを板書に費消して、非効率的であると考えられる。授業時間を有効に使い、教育効果をあげるためにさまざまな視教育ツールや補助教材を積極的に用いるべき。商大でも補助教材（参考資料）の配布はポピュラーなやり方だが、学生の目が補助教材の方に向かい、教官に集中しないという欠点がある。

経済学科の一部の教官はデータビューアやOHPを用いている。OHPは見にくいという欠点があると言われるが、カラー化したり、字を大きく書いたりして工夫すればこの欠点は回避できる。100人以下の中規模サイズの授業の教育メディアとしては大変優れている。しかし、また、今まで利用する教官が少なかったことにもよるのか、OHPの機器やカーテン等の設備は本学では大変少ない。これからはこれらの機器への設備投資を行うことが望まれる。また、データビューアの使用では学生は分散されたテレビスクリーンに視線を向けるため、教官に意識を集中させることは困難である。これを回避するために100あるいは200インチ等のハイビジョンテレビの導入を考えてはどうだろうか。

また、授業の上手な教官の授業やハイテク機器を用いている教官の授業を他の教官が自由に見られるようにしたり、公開授業の機会を増やしたり、若手教官に対して授業の上手な教官による研修の機会を設けてはどうだろうか。

計量経済学の授業ではコンピューターの実習が行われており、教育効率が高い。同様なことが理解のために実習を不可欠とする統計系の科目に言え、教育補助教員の必要性は高い。

(5) 学外講師の活用による授業

学外講師を積極的に招くべき。エバーグリーン講座は大変望ましい試みである。ただし、現在は無料奉仕であるので、これを寄付講座にして正当な報酬を支払うべきであろう。現在、経済学科の非常勤講師への依存率は低く（農業経済学と教官の欠員もしくは海外出張の生じたときのみである）、大変望ましい状況にある。

1. は じ め に

商学科は商学、経営学および会計学の3つの修士大講座からなり、研究教育体制およびカリキュラムもこの3部門を基礎に体系化されている。現在の商学科のカリキュラムおよびその内容を評価・点検しようとするならば、どうしても小樽高商の設立時まで、その沿革をたどらなければならない。

そのために、新たな個性を創りあげることも必要であろうが、小樽商科大学が80余年の歴史のなかで評価を受けてきた個性とは何かを、改めて考えてみる必要がある。

(1) 草創と教育理念

小樽商科大学の歴史を振り返るとき、現在の商学科の、さらには全学的な個性は、すでに1911年の小樽高商設立、その後のおよそ10数年程の間に形成されていたといえよう。この個性は、初代渡辺龍聖校長のきわめてプラグマチック（実用本位主義的）な教育方針と、彼の人選による教授陣の個性によるところが大きい。

初代渡辺校長は教育思想は、「本校は商業学の原理を研究する学者を養成するにあらずして卒業直ちに実務に当たり何等不便を感じざる所謂實際家を教養せんとする方針なり。」という見解に簡明に表れている。その具体的あらわれが、語学重視のカリキュラムと商業実践、企業実践、商品実験などの科目である。

開校当時のカリキュラムをみると、全授業時間のうちほぼ3分の1が語学である。そのほか商業実践などでは契約書や信用状などが英語で作成され、貿易のシミュレーションが行われていたと想像される。この徹底した語学重視の姿勢は、まさに即戦力となる実務家を養成しようとする教育方針にもとづく。

小樽高商のカリキュラムの第2の特徴は商業実践、企業実践などの実務シミュレーションと商品実験にみられる理科系科目の設置である。生徒はこのような実務シミュレーションを通じ、卒業後実務に就いても戸惑いを感じなかったであろうし、同時に他の専門科目の意義を理解していったのではないかと想像される。また商品に関する理化学実験等を通じ具体的に商品知識を高めていったと同時に、理科系の科目を履修することにより幅広い教養を身につけたものと考えられる。後に、こうした実践科目はシミュレーションにとどまらず、学校内に石鹼工場を建て、材料の仕入から商品の販売まで実際に経験させるところまでやらせている。

この徹底した実務中心主義の教育方針は、実は理論軽視ではなくむしろ理論重視の立場を内に抱えていたのである。渡辺校長は最高の実務教育をできる教官は最高の理論的研究者でなければ

ならないとして、教官の人選にはきわめて意を傾けた。そうした中に大西猪之介教授や手塚寿郎教授など当時一流の理論経済学者がいたのである。

渡辺校長そして続く伴房次郎校長の時代に、商学（経営学系も含む）系、会計学系の現在の商学科のカリキュラムが骨格を現し、また経済学系、法学系、語学系などほぼ現在の、社会情報学科を除く、本学各学科のカリキュラムが骨格を現しているのである。しかし、理念としては実務重視が貫かれていた。

当時、理論派の教官を中心として大学昇格の機運が盛り上がってきたが、渡辺校長は、高商は「応用を主として理論に兼ね及ぶ最高学府なり。」とのべ、東京高商や神戸高商が商科大学に昇格したことを「専門学校の家系を棄てて、大学系に入婿になりたる」と軽蔑し、あくまでも、実務重視の姿勢を堅守した。

(2) 新制大学への昇格

戦後本学が高商から大学へ昇格すると、専門性に対するところの教養的素養路線の並列方針が打ち出され、こうしたカリキュラムの理念が見失われてしまう。無論それは、戦後の経済復興、経済成長路線にそった大学の大衆化、ミニ東大化と無縁ではない。むしろ各大学を没個性化し、カリキュラムを画一化、マニュアル化することによって、大学卒業生の大量生産を可能にしたともいえる。わが国の企業が得意とする標準化を通じての生産管理方式を、大学に応用したのである。そのあらわれが、大学のカリキュラムを細部にわたって規定していた旧「大学設置基準」である。

新制大学となり、新カリキュラムが実施されると、語学や、実践科目の中で有機的に展開されてきた理科系科目は、専門科目と完全に分断され、それぞれが自己を主張しはじめる。種々の分野からなる複数学部を抱える総合大学では一般教養科目や語学を専門科目と切り離すことにはそれなりの意義があろう。しかし、小樽商科大学のような単科大学にも総合大学と同じカリキュラムを押しつけることは、「高商の語学」、「高商の理科教育」という個性を押しつぶしてしまうことを意味する。不幸なことに、この状況が1949年の大学昇格以来、44年もの長きにわたって続いているのである。

現在、「大学設置基準」のカリキュラムが大幅に自由化（大綱化）され、本学でも一般教育のあり方が議論されている。この議論の難しさは、語学や一般教育科目が専門科目と切り離されて後半世紀近くも経過し、それを当然と受けとめている大学構成員の意識そのものにあるといえよう。

ところでここで注意して置くべきは、新制小樽商科大学の専門教育内容である。経済学科と商業学科の2学科が設置されたものの、両学科の科目設定は明確ではなく、むしろ混然一体としている。36の専門科目のうち経済学科のみの科目は6科目、商業学科のみの科目は5科目にすぎない。両学科にとって必修科目となる一般専門科目は、経済原論、経済史概論、経済政策、財政学、

統計学、経営経済学が予定され、きわめて経済学的かつ理論的色彩の強い科目ばかりである。

この事実は実務重視の高商のカリキュラムから 180度の方向転換を意味する。この方向転換の意味を解く鍵は、戦後の大学昇格運動にある。すなわち、この昇格運動は旧制大学への昇格運動であった。事実、当初の昇格案は予科3年本科3年という旧制大学への昇格案であった。渡辺校長により「入婿」として一蹴された理論派経済学者たちの案を基礎とした昇格案だったのである。もちろん、実際には新制4年制大学への昇格でしかなかったが、予定カリキュラムには旧制大学昇格への思いが色濃く反映されていた。

旧制高商時代に形成された実務重視という骨格に理論重視という肉をつけた二重人格性が、「大学設置基準」によるカリキュラムの画一化とあいまって、現在まで商学科の、ひいては小樽商科大学全体のカリキュラムの理念のあいまいさ、見通しの悪さにつながっているように思われる。

(3) その後の展開

ともかくも新制小樽商科大学は発足したものの、基本的な矛盾に対しては、漠然とした不満が大学をおおっていた。そうしたなか、ひとつの打開案として浮上してきたのが、「古瀬・麻田プラン」である。

この改革案とは、経済学、商学の分野において数学的方法が展開されそれを武器に計量経済学、計量経営学、品質管理学、オペレーションズ・リサーチ等の「理論的でありながら同時にきわめて実践的な新分野が続々誕生しつつある。ここでこれらの新分野の開拓に積極的に参加すること」を本学の方針に据えようとするものであった。

一種の実務、実践型カリキュラムへの揺り戻しとでもいうべきこのプランは、「構想が経済学や経営学を単なる技術にひき下げる」という意見や「巾広い人間形成という側面を忘れ、具体的には一般教養科目を圧迫する恐れがある」という意見の中、おおかたの賛同を得、1965年の管理科学科（現在の社会情報学科）の新設に結実するのである。

その後の、現在の企業法学科の設置（平成2年）につながる共通講座の設置は、法律に強い産業人の育成という、これまた実学的色彩の強いカリキュラムの再編であった。

上述の歴史回顧を前提として、以下本学科の個別的自己評価に移ろう。

2. カリキュラム

(1) 本学科の位置づけ

商学科は、歴史的に実学重視という理念から現在の社会情報学科および企業法学科の学科を生み出してきた。しかし、明確な目標をもつ構想が各新設学科の設置によって実現された結果、現

在の商学科自体のカリキュラムは残された3系列（商学、経営学および会計学）の集合となり、学科としての鮮明なイメージを持つことができないのが現状である。たしかに、昭和53年の拡充改組で、商業学科も国際化を志向して国際経営学、国際マーケティングの2講座を増設した。また、今回の改組にあっても、併設短期大学教官の学部統合がみられた。しかし、商業学科は、従前から短期大学部との統一的な教官配置をしていた関係上、併合による実質増は皆無であった。

こうした流れにおいて、商学科の向かうべき道は、実践と理論の二重性を実践と理論との対立として捉えるのではなく、統合として捉えること、いいかえれば、複雑化し、高度化している産業界の動きを新たなる形で対象化し、高商時代の実務ベースへの復帰ではなく、企業活動とそれが織りなすネットワークとしての商の世界を実験的、応用的にトレースすることにある。教育スタイルでいえば、ハーバード流のビジネススクールの再現ではなく、高度理論化したレベルにおける産業の動きを追跡することが可能な柔軟かつ分化した科目編成、たとえば、先端科目を2単位設置するなどの措置が必要となろう。その上に、国際的なヒアリング（会話ではない）能力を備え、経済情報を駆使し得る（ハード操作に習熟し、日経NEEDSにアプローチしうる）、個性的な人材養成を目指す、少人数教育を実施しなければならない。

このように目標が設定されると、その目標達成のためには、本学科の教育体制のみならず、全学的な機能発揮が必要となろう。個別具体的な対応は、それぞれの項目での検討に譲るとしても、いま何よりも必要なのは、国際的な企業戦略の展開に対する対応である。たとえば、国際経営戦略、国際労務、国際財務、国際ロジスティクス論などの科目の設置開講と人員配置が急務である。

一方、語学教育の改善もさりながら、地域論的な経済知識、国際商習慣などをカバーする経済学、企業法学関係科目も射程内に入ってこよう。情報教育においても、ネットアプローチのアレルギーを克服したレベルが今後の学生の平均像となることと予想される。学生の履修が、単位の取り易さから脱却して、自らの進むべき方向に自信を持って取り組もうる体制の整備が期待される。

(2) ゼミナール教育の位置づけ

本学において、ゼミナール教育はカリキュラムの中核であり、他に誇るべき内容を備えている。すでに小樽高商時代より専門科目担当教員だけでなく全教員がゼミナールを担当し、卒業論文を課していた。

研究指導・卒業論文一貫12単位のゼミナール教育は、教官の負担も重く4単位3科目に分ける動きもあるようだが、商学科では今後も12単位一貫のゼミナール教育を維持していきたいと考えている。夜間主コースのゼミナール教育も基本は一貫教育である。

現在、学生数の増加にともない大人数科目が次第に増加しており、少人数でのゼミナール教育の役割はますます重要になる。学生はゼミナールにおいてはじめて主体的、能動的な研究活動に

接しているといつて過言ではない。また本学ではゼミナールは広く人間形成の場として、さらには学生指導や就職活動の場としても機能している。

こうしたゼミナール教育を物理的に支えているのがゼミ室の存在である。ゼミ室の存在により、学生はゼミの時間以外にも集まり、ゼミ報告や卒論のための資料を整理したり、報告準備をしたり、議論をしたり、時には雑談にふけったり、さらにはレクリエーション活動の準備をしたりと多様な活動が保証されている。ゼミ室という、学生にとっての学問・研究活動の拠点があるからこそ、本学のゼミナール教育が十分に機能していると思われる。

今後、教官数の増加にともないゼミ室の不足も予想されるが、本学におけるゼミナール教育の重要性を考えるならば、他を削ってでもゼミ室を確保することが必要と考える。また、アンケート調査によれば、冬期暖房が不十分なために、集中して勉学にいそしむことができないという声もあり、その点の配慮も要請される。

(3) 他学科・系とのカリキュラムの相互関連性

現在のカリキュラムでは、研究指導を除く専門教育科目64単位中、自学科科目を40単位履修しなければならないが、その他の24単位についてはまったく自由に履修できる。また自学科科目中、選択必修は9科目中4科目16単位である。旧カリキュラムに較べ自由度は大幅に拡大されている。

この自由度を拡大した意図は、必ずしも科目選択を学生の自由に任せるということではなかったはずである。学問・研究領域が多様化していることに対応し、硬直的な履修体系を制度として設定するよりも、制度としては柔軟に設定しておき各学問・研究領域に応じて履修モデルを学生に提示することによって、より体系的な履修をさせることを意図していたはずである。たとえば、商学科の、さらに会計学の中でも財務会計と管理会計とでは、他学科科目を含めた望ましい履修モデルは異なる。

したがって、各学問・研究領域に応じた履修モデルを、一般教育科目、語学、他学科専門教育科目を含めて検討し、学生に提示することが望まれる。このことは教務委員会（あるいは新長期構想委員会第2部会）の課題でもあったはずである。

(4) 授業科目と配当年次

各授業科目の配当年次には、学則上の基準配当年次と毎年の授業計画上の配当年次とがあるが、商学科の基準配当年次は、上記の履修モデルをある程度考慮したものである。現在のところ配当年次の設定はおおよそ適当と考えている。

なお、もし学科所属が1年次から決定しているのであれば簿記論など一部の専門科目を1年次に配当し、1年次生の専門教育への学習意欲を喚起するのがよいのではないかとの意見もある。その場合、「商学概論」との関係性を再検討する必要があるだろう。

3. 履

修

(1) 少人数教育対多人数教育

現在、多人数クラスとなっている科目は商学概論および選択必修とされている科目、特に2年次配当の流通組織論、経営学原理、簿記論であろう。多人数クラスの弊害は様々であるが、第1に学生の受講姿勢が極めて消極的になることがあげられよう。その対応策としては、学生の能動的な活動を引き出す工夫、たとえば頻繁にクイズを行ったり、小レポートを提出させるなどの工夫が必要とされよう。現に、商学科の多くの科目では、卒年次生に対する特設クラスを設けて特訓するなど、こうした工夫がなされている。しかし、それは教官のさらなる負担において行われていることは明記されなければならない。

第2に、多人数クラスでは定期試験の採点等に教官の負担が重いことがあげられる。

第3に、本来多人数教育にふさわしくない科目（上記2点を考えるならすべてふさわしくないのだが）が多人数クラスで講義されているため、教育効果が著しくそがれている場合がある。簿記論など技術的側面をとまなう科目がそうである。こうした科目では、授業のみならず試験問題やクイズの作成、その採点にしても相当の意を注がなければならない。簿記論は、伝統的にA・B2クラスに分けて講義されてきたが、学生数が倍増している現在でも2クラスで講義されている。こうした状況で簿記論を実践教育として位置づけ、その徹底をめざすならば、教官の授業に関する工夫も限界にきている。

多人数クラスの弊害を克服するには、基本的には複数クラスを設けてクラス規模を適正にする必要がある。現在、商学科では商学概論を2クラスに分けているが、教官の負担との関係で、今後も2クラス確保することができるかどうか議論がある。

現状を抜本的に解決することが困難であれば、多人数クラスに対しては大学院生をTA (teaching assistant) として採用し、クイズ (小テスト) や小レポートの採点、科目によっては技術指導 (たとえば簿記の記帳指導) などに活用することが考えられないだろうか。

(2) 通年制対学期制

現在、商学科の専門科目は通年制開講科目と学期制開講科目とが混在している。学期制は、制度として望ましいという観点からではなく、教育効果という観点から採用されている。たとえば、簿記論など技術的性格の強い科目は半期に集中して講義するほうが教育効果が高いと考えられ、実際、担当教官も効果があると判断しているようである。

ただし、現状では、前期にある科目を履修させ、その後それにつながる科目を履修させようとする履修モデルを前提とした場合、後期が空き、連続的な履修モデルを組めないことも考えられる。制度としてはいずれかに統一することが望ましい。

(3) 履修指導及びオリエンテーション

現在、新入生にたいしては教務委員などによる学科紹介等がなされており、教務職員により履修指導がなされているが、必ずしも十分に機能しているとはいえない。学生は私的な（サークルなどを通じて、場合によっては不正確な）情報にもとづいて自らの履修計画を立てているのが現状であろう。こうした履修指導という観点からも、履修モデルを設定し、学生の適切な履修計画を（強制ではなく）誘導することが必要なのではないか。

ゼミナールについては、学生のゼミナール協議会による、いわゆる『ゼミ本』が作成され、該当者全員に配布するなど活性化の兆しがみられる。

(4) クラス制の効果

新カリキュラムからクラス制が導入されたが、クラス制で教育を受けた学生は本年度から3年生になるので、専門学科にとって評価はこれからの課題である。

ただし、語学の1年次への集中的配当、概論科目のクラス分け、体育実技のクラス分けなど、時間割編成上の技術的問題には有効に機能していると思われる。また、1・2年生の課外サークル以外の帰属の場としても機能していると思われる。

なお、語学、一般教育科目、概論科目、体育科目、各4学科の多数の専門科目さらに教職科目を一つの時間割表に組み込むことの技術的困難性が、体系的なカリキュラムを編成する際の大きな障害になっていることも指摘しておきたい。

(5) 学科所属制と転科問題

現在、学科所属は2年次進級時に決定されている。しかし、専門教育の早期導入の要請から学科所属の時期を早めることも検討され、一部には学科別入試も話題にのぼっているようである。

専門教育を早期に導入すべきならば、学科所属も早めるべきであろう。他方、現在の学生が必ずしも専門教育に関する明確なイメージを持っていない現状を考えるならば、各概論を履修した後、所属学科を選択するという現行の制度のほうが適当との意見もある。また、入学時所属決定は、新入生の一般教育科目アレルギーから極度の学習意欲低下を招くという他大学における報告もある。

いずれにしても、現在の商学概論の教授内容を再検討する必要があるだろう。商学概論が各3系列の専門教育への導入教育であるべきか、商学教育全体の基礎教育であるべきかについて必ずしも明確にされているわけではない。そのため、複数クラス制をとっているにもかかわらず、授業内容は各3系列の担当教官に任されており、統一的な講義体系を持っていないのが現状である。

ところで、早期に専門教育を導入すべきだという意見の背後には、現行の一般教育に対する批判的見解が存在することにも留意すべきであろう。現在、一般教育のあり方について見直しが行われてることもあり、学科所属の時期については、この見直しの方向が明らかになってから検討

すべきではないだろうか。学科別入試等による学科所属の早期化を性急に進めることは、拙速になりかねない。

もし、学科所属を早期化するならば、学生の転科について制度的に柔軟化する必要がある。ちなみに商学科の過去5年間の転科者は、商学科から他学科へは2名（平成元年度1名、平成4年度1名）、他学科から商学科へは0である。

(6) 成績不振者への対応

留年者数を過去5年間にわたり全学的にみれば、平成4年度と平成5年度で絶対数で増加がみられるが、これは平成4年度から学生定員が425名から505名に増加したことに起因するものであり、留年率にとくに大きな変化は認められない。

ゼミナールに所属している学生に対しては、学生が履修届を提出するさい指導教官が目を通し捺印する制度がある。この履修届への捺印制度は、たんにゼミナールの履修を承認することではなく、学生の履修状況を把握し、成績不振者にはアドバイスをを行う意味もあると考えている。ただし、成績不振は、本来、学生個人の責任であり、アドバイスに限界があるのも事実である。

授業の欠席については、特に大人数クラスの場合、把握するのは不可能である。もし実行するならば、出席をとるだけで授業が終わりかねない。このことについては、以前、商学科より学生証をカード化し、機械的に出席を把握する方法を検討して欲しいと、教務委員会に依頼したことがある。

(7) 検定資格の評価

商学科に関係する資格試験、検定試験としては公認会計士試験、税理士試験、また簿記検定試験などがある。公認会計士試験や税理士試験などは職業資格であり、本学出身の会計士・税理士が広く社会で活躍しており、商学科としても強く薦めている。本学出身の公認会計士のあつまりである「緑丘会計人会」には、寄贈図書をはじめ様々なかたちで本学での教育を支援して頂いている。

簿記検定1級以上の者には本学での簿記の単位を認定するといった制度については、簿記検定試験に合格するための勉強と大学で講義する学問としての簿記論とは本来別のものであるから反対するという意見と、認めてもよいのではないかと意見の二通りがある。

日本商工会議所で実施する簿記検定1級試験の内容は相当に高度であり、大学での単位記検定試験に合格するための勉強と大学で講義する学問としての簿記論とは本来別のものであるから反対するという意見と、認めてもよいのではないかと意見の二通りがある。

日本商工会議所で実施する簿記検定1級試験の内容は相当に高度であり、大学での単位認定要件に値し、また学生に目標を持たせ学習意欲を喚起する意味で単位認定制度には効果が期待される。他方、認定要件を2級程度など低めに設定するならば、簿記専門学校などの授業の方が資格

取得のために効率的であるため、大学での授業を形骸化することになりかねない。

4. 授 業

(1) 授 業 内 容 の 公 表

従来、各科目の授業内容は担当教官の、いわば聖域とみなされ、それを公表し、他からの評価を受けるということはほとんどなかった。ただし、会計学講座では定期試験問題を回覧しており、他の会計科目でどのような授業が行われているか、ある程度分かる仕組みができています。

技術的には、講義内容をビデオ化して学内のしかるべき機関（例えば、現行では、語学センター）に常置し、学生、社会人の便に供するといったことも今後の課題であろう。

(2) 学 科 ・ 系 内 及 び 学 科 ・ 系 間 で の 授 業 内 容 の 調 整

商学講座では、流通組織論やマーケティング等の授業科目の間で、テキストの選定や授業内容の首尾一貫性を確保し、重複を避けるための調整が行われている。また、簿記論Aと簿記論Bの間では同一テキストを使用し、授業内容や進度の調整が行われている。しかし、商学科の明示的な制度として、そのような調整を行っているわけではない。

ただし、今後、商学概論については3講座の教官による共同講義であるため、各2単位の独立科目とするなど授業内容の調整がなされるべきと考えている。

(3) 授 業 内 容 の 評 価 の シ ス テ ム

授業内容を評価するシステムは存在しない。教官個人が、たとえば授業中に行うクイズや小レポートに、あるいは定期試験の自由問題の一つとして、学生からの授業内容の評価を書かせる場合はある。

全学的な授業評価制度の導入については、授業の活性化のためにも制度化を真剣に考えるべきであるという意見もあるが、まだその機は熟していません、むしろ個々の教官の個性ある取り組みを積極的に助成することが望ましいのではないかと考えています。

(4) 教 授 方 法 の 開 発

商学科の教官は、クイズや小レポートの提出、新聞記事や雑誌記事のコピーの配布、自らの工夫による教材の開発など、学生の能動的受講姿勢を引き出すための様々な工夫をこらして授業にあたっている。

しかし、先にも指摘したとおり、これら工夫の活用を阻害しているのは大人数クラスでの負担増である。たとえば、クイズや小レポート等はできるかぎり次回の講義で返却し、解説すること

が望ましいが、教官の多忙化のためそうできず、教育効果が薄れる場合もある。教官の教授法の工夫が負担感とならず、むしろ満足感につながり創意工夫を促すためには、先にも指摘したようにTAによる授業支援が必要である。また、少なくとも全教室にビデオやOHPなどの基本的教育機材を設置することも必要である。

(5) 学外講師の活用による授業

商学科での学外非常勤講師は、基本的には、開設科目であるが教官が充足されていない科目、あるいは担当教官が長期海外出張の科目について依頼している。また、国内外で評価の高い研究者に、ほぼ毎年継続して集中講義を依頼しているケースもあり、学生の高い満足度を勝ち得ている。商学科の場合、学外講師を依頼することで教官の負担を軽減するという発想はないといっている。

旧カリキュラムでは「外国人特殊講義」という科目を設置し、国際的に評価の高い外国人研究者を講師として依頼したこともあったが、現在では専任外国人教官も多数おり、ことさら外国人を冠した科目を設けることは無意味となっており、廃止した。商学科としては、長期海外出張教官が集中するといった特殊な場合をのぞき、学外講師の依存率は低いと思われる。ただし、「〇〇特講」という科目を設置し、ユニークな学外講師による授業科目をカリキュラムに組み込むことも考慮している。

本学卒業生によるエバーグリーン講座については、授業、ゼミナールに組み込むことで活用している。今後、エバーグリーン講座が一貫したテーマをもって体系的に教授されるならば、単位化してもよいのではないか。

4. お わ り に

今後のカリキュラムの改善へ向けての自己点検、自己評価を行ってみて強く感じたのは教官の負担増と多忙化である。学部の改革、夜間主コースの設置、大学院の充実にともない教官の授業負担はいまや爆発寸前のところまできている。また改革等にともない各種委員会や会議が毎日のように目白押しに予定されている。このような状況でまず考えられなければならないことは、研究と教育という教官本来の業務が円滑に行える学内の機構、仕組みそれ自体が、まず自己点検・自己評価されるべきではないか。また、TAの制度化など、考えられうるあらゆる方策を積極的に導入する姿勢が要求されている。

前 文

自己評価というシステム自体の問題であるが、この自己評価とは各教官が不断に行っていること、やらなければならないことに過ぎないのではなからうか。これを特に組織的に行うことは、真の意味の自己評価ではなくなってしまうおそれがある。しかしこれを今や組織化して行っているわけであるが、これは諸般の事をもっと自由活発にやらなければならない、そして積極的に自己意識としてやらなければならないということをアピールしているものとする。したがってこれを特に組織的に行うということは何故であるかということをしかりと認識することが重要であると思う。組織的でないことが真の意味の自己評価であるといっても、それを推進するためには或る程度組織化しなければならないことは確かである。自己評価に第三者機関の評価を含めることが必要であるなどの矛盾した内容のことがいわれるのもそのためであると思う。そのような要請の根底には、わが国にとってあらゆる面において個性豊かな人材、創造力のある人材が求められていることがあると考える。

1. は じ め に

(1) 本学科自身による評価

① 設立時の目標

本学科の教育目標は、既存の法律関係学部、学科とは異なる特徴ある講座構成と特色ある授業科目を用意して、法学的素養を中核とし隣接する諸分野の学問的・実務的素養と国際感覚を身につけた有為な人材を養成することである。従来の法学教育の枠組にとらわれず、かつ経済の国際化に対応した教育体制を構築することである。

② 本学科の専門教育の改革や改善の経緯

本学科は設立から日が浅く、改革や改善というよりは学科の充実、体制作りの段階にあるといった方が正確である。昭和40年以来経済学科、商業学科、管理科学科の三学科を擁する単一の商学部であった本学は、従前、共通講座として商法・民法・労働法・国際法などの法律科目を有していたが、昭和53年度に「従来の法学教育の枠組にとらわれず、かつ経済の国際化に対応した教育体制を目指して」本学科の前身である経営法学コースが商業学科内に設置され、平成3年より学科に昇格し企業法学科として時代の要請に応えようとしている。企業法という名称は狭義では会社法を含む企業の構成法を示すが、現在このような狭義の意味に使うことはむしろ少なくな

り、個人の私的生活の法を除く広い概念で企業活動に多少なりとも関連性を有する法をも含めたものである。従来7講座（公法、民事法、商事法、経済法、社会法、国際法、国際経済法）であったものを、大学入学人口の動態に対応しつつ基礎科目を充実するため、大講座制をとり、基礎法と企業法の二つとした（後出 表4-3の対照表参照）。

設立改組の途上で憲法の一部をなす統治機構論を分離独立させ、行政法も総論と機構法に分け、租税法を新設した。民法については財産法Ⅰ、Ⅱを民法総論と担保法とし、新たに契約法を新設する形とした。時代の要請による環境法が独立の科目となっている点も特筆してよい（後出 表4-3の対照表参照）。

③ 本学科の教育方針

本学科の教育方針は、法学的素養を中核とし隣接する諸分野の学問的、実務的素養と国際感覚を身につけた有為な人材を社会に送り出すことである。製造、金融、保険、証券業をはじめとする企業の各分野の企業マン、公務員、外交官、公認会計士、税理士、法曹実務家など、法律学をより専門的に修得する必要がある職業を希望する学生を対象としている。

本学における法学教育は、経済や企業経営に関連密着したものであり、久しい伝統がそこに生きている。現代のわが国における大学には、従来のエリート養成とは異なり、それぞれの分野におけるスペシャリストの養成であって、未知の事態に対して果敢にぶつかって行く個性豊かな人材の養成が求められている。特に法学教育には、経済的、文化的に発達した社会機構を維持するもの、またその高度な社会機構を動かして行くものとして多くの特殊な法制度を必要とする社会の要請がある。ビューロクラシーは弊害もあるが、しかし高度な社会機構を形成するものがそれであるならば、将来への道はその弊害を諸々の形で除去し活性化し、自由経済的な仕組みを活かす機構を維持することである。これらの問題を解決するために法律の新しい仕組みの構築が必要であり、それを担うものは挑戦的な法学教育であるといつてよい。

法職課程ないしは司法試験に重きを置く法学部では、現在でも六法の膨大な頁数のマスターを重要視する傾向にあるが、これでは法曹人の質の平板化を招き、ドラスティックに変化する国際経済社会を担いこれを動かして行く人材と育成方法として適切であるかどうか疑問を呈するべきものである。法律の体系は巨大化し、また激しい変化を受けている。これに対処し、かかる法体系を機能させるには新たに生ずる多様な法現象を一早く理解しこれに適する処方箋を作成できるダイナミックな素養を必要とする（その意味においては一般教育科目のマスターも実は極めて重要であるといえる。ただし一般教育科目を各別の一箇目選択するだけでは足りない）。本学科はかかる素養の形成に必要な多くのユニークな科目を用意しているが、また一方でそのために有益と思われる法哲学、外国法（英米法特にアメリカ法、ドイツ法、フランス法、イスラム法）、法社会学、法心理学、文化人類学、人間学というような科目は現在のところ用意できない。かかるメニューを用意することは、学生の個性を啓発するため有益であるが、改組による科目として基

礎法特講と企業法特講を設けたので、以上の科目についてこれを役立てることがこれからの課題である。地域社会を考慮に入れると北海道における国立大学の法学部は北海道大学に設置されているだけで、社会科学系の学部をもつ国・公立大学が極めて少ない。本学はその一つであるが、法学教育に関していえば、地元である道内の国・公立大学で法律学を学ぼうとする学生にとっては、教育を受ける機会が極度に狭められている。本学科を希望する入学者が多いのもそのような事情の反映であり、地域的にいえば、法学教育の場としての本学の意義は軽視できない。

また、本企業法学科は、近隣の北海道大学をはじめとする道内諸大学はもちろんのこと、およびその他の大学の法学部ないし法律学科が行っている研究・教育とはその基本姿勢を異にし、法曹育成を目的とする伝統的法学教育を否定し、商学部内の一学科として経済活動や企業行動に着目するとともに、隣接諸分野との学際的研究教育との協力体制を志向するものである。

④ 教 官 構 成

本学の企業法学科は、教官定員20名で他大学における法学部の規模を保持しているということもできるが、入学定員増に沿って増員されたとはいえ、夜間主コース、大学院における商学研究科企業法学コースの新設とこれを充実させるために教官全員がこれに対応しなければならない状況で、教官の負担は増大しており、改善が急務である。

また入学定員増による影響は、本学科では教室の収容能力が受講者数に対応できる限り、さほど問題にはならない。法学概論の単なる収容人員超過解消のための担当教官の増加は回避すべきである。

改組に伴い基礎法に属する憲法、行政法、民法が科目を1つずつ増加になっているが、夜間主コースを考慮すれば教官増加は少ない。

なお、教官の割愛または退官があった際、特色のある科目、たとえば環境法、国際経済法、国際取引法、知的財産権法等の担当教官の採用にはかなりの困難が伴うので、特段の配慮及び措置が必要である。

⑤ 検 討 課 題

国際性、実用性、個性の充実ということを考慮しながらカリキュラムを検討する場合学生の興味をひく出来るだけ多くの科目を整えたメニューを用意することが有用であることはいうまでもない。また選択する科目がバランスのとれたものであることも必要であり、そのためのガイダンスも必要と思われるが、実施方法は検討を要する。

2大講座の基礎法と企業法による体制は、柔軟な枠組による現在及び将来に対する機敏な対応ということであるが、科目名なども意欲をそそるものを選択し、内容を工夫することが期待される。

修得科目数、単位数も4年間にわたって適切なものでなければならず、多ければ良いというも

のではない。成績あるいは単位修得のためにだけ科目を選択することになる。また専門科目が3・4年時に集中するのも不適當である。そこで既に進められている専門科目を低学年へ降すことを更にすすめるべきではなかろうか。低学年へ降す科目としては民事法、商事法、憲法、国際法などが考えられているが、比較法や知的財産権法も低学年に適した授業を行い易い科目として考慮できる。経済法はもちろん本学における重要科目で基本的な性格を考えることができるが、行政法の理解などを必要とする点で必修科目であってもよいが、高年次に振り当てるのが適切な科目であるかもしれない。

本学科は独立して法律の科目の履修が増加するに従って十分な修得度を得られるかどうか懸念される。「法律のものの考え方」という特別の基礎的能力を備えていないと特色のある科目も浅薄な知識としての理解に終わってしまう。一般的に企業法の講座に属する科目は基礎法特に民法の修得を前提とした教科になっているからである。講義内容も学生の基礎能力の修得度に応じて変更する工夫も必要であろう。一步進んで法学教育は新しい方法を求められているともいえる。経済に関係する法律は、法政策的な傾向を有し、法解釈に片寄り過ぎても意味がなくなる。一般に法改正が激しくなっており、諸法大系の基本原理の把握がより重視される。

国際経済と国内経済のボーダーレス化により法律の国際性がいよいよ強調される中で、企業法学科の学生の留学も有効な学習方法の一部となるべきであるが、特に外国とは法学教育システムの相違が大きく、商学部の中の企業法学科としては他学科以上に積極的な施策なしには成果の実現は不可能であろう。

(2) 他学科・系に対する評価

本学において古くは、商業学科の中にあって拡大を遂げた点で商法が中核と考えられていたようであるが、早くから経済法関係の科目をも擁し特色ある法学教育をしてきた。しかし拡大するにつれて法学の科学としての特殊性が次第に強くなり、他学科との関連性を再度検討する必要があるかもしれない。

たとえば、「法と経済」というテーマは法学における新しいテーマであるが、高度の問題で、学科の授業科目としてはそれ程の必要性はないが、法学科と経済学科の共同研究のテーマとなろう。

2. カリキュラム

(1) 本学科の科目構成

本学科は、改組前には時代の要請に応える意味で公法、民事法、商事法、経済法、社会法、国際法、国際経済法の7講座を擁していたが、これを改組により基礎法と企業法の二大講座制とし、

それぞれの科目を表4-3のように編成替えした。

経営法学コースの時代を含め15年を経過した本学科すなわち企業法学科は、通常の関係学部・学科とは異なる経済・商業と関連した特徴のある講座構成と、特色ある授業科目をもって学生の指導にあたってきた。特に環境法、国際機構論、租税法など特色ある授業科目を挙げることがで

表4-3 講義科目新旧対照表

旧			新	
講 座	授 業 科 目		講 義 科 目 名	講 座
公 法	憲 法	→	憲 法 総 論	基 礎 法
	行 政 法 I	→	統 治 機 構 論	
	行 政 法 II	→	行 政 法 総 論	
国 際 法	国 際 法	→	行 政 機 構 法	租 税 法
	国 際 機 構 論	→	租 税 法	
	比 較 法	→	国 際 法	
民 事 法	財 産 法 I	→	国 際 機 構 論	比 較 法
	財 産 法 II	→	比 較 法	
	民 事 訴 訟 法	→	民 法 総 論	
経 済 法	経 済 刑 法	→	担 保 法	民 事 手 続 法
	経 済 法	→	契 約 法	
	無 体 財 産 法	→	刑 法	
商 事 法	会 社 法	→	基 礎 法 特 講	企 業 法
	商 取 引 法	→	民 事 手 続 法	
	有 価 証 券 法	→	倒 産 処 理 法	
社 会 法	労 働 法	→	経 済 法	知 的 財 産 権 法
	社 会 保 障 法	→	会 社 法	
	環 境 法	→	商 取 引 法	
国 際 経 済 法	国 際 経 済 法	→	有 価 証 券 法	労 働 法
	国 際 取 引 法	→	社 会 保 障 法	
			環 境 法	国 際 経 済 法
			国 際 取 引 法	
			企 業 法 特 講	

き、また本学科の中核となる商法三科目（会社法、商取引法、有価証券法）、経済法、国際経済法、国際取引法、知的財産権法を包括する広義の経済法は、商学部内にある法学研究の場としてその特色を誇ることができる。平成3年の改組の際に基礎法の講座に科目が補充されたのは、時代の要請に答える特殊な科目を、法学の基礎的な素養を充実させることにより、その教育の成果が十分に上るようにすることが必要であるとの経験と予測によるものである。多くの国際関係法を有する点で、経済の国際化に伴う法律の国際性重視の観点に立っており、法学部を持たない大学の大学院に国際関係の法学研究科が設置されている現今、本学部はその傾向を先取りしてきたといえる。今後も国際関係法科目の増加及びその担当教官の充実が求められる。

法学部が私立大学に多数設置されてきたのは、一つには大人数の講義が可能な学科であるからである。本学ではその意味における大講義室が存在しないことが、本学科にとっての一つのハンディキャップとなっている。法学概論などは、1年次の全学生及びそれ以上の学生の履修する共通の一般教育的な科目であるから、本学における最大容量の教室があふれてしまう。この法学概論については半期制2単位とし、憲法総論や民法総論を1、2年次に降すというような案が検討されている。

反対に本学科が誇る企業法講座の科目は、多数の科目を履修するよりも、少数の科目を2年間にたとえば講義と演習で履修するようになった方が更に効果的なところがあるが、教官の負担を考慮すれば更に一工夫を要するところである。

(2) ゼミナール教育の位置づけ

現在まで入学定員増できた大学教育においてゼミナールの重要性は増大していると思う。本学科においては、特別の意義がある。通常法学部には法職教科の負担を考え卒論がなく、ゼミナールが他学部とは異質のものであるが、本企業法学科で行っているのは法律に関する特殊なゼミナール形式ということができ、法律に関する卒業論文の作成がある。担当教官の負担にもなるが法学研究の先端にある新しいテーマが選択されて自己のものとして書かれるということは、大学生活の貴重な経験であり、個性の陶冶と自己認識にとって大きな意義がある。優秀な作品は発表の機会が与えられてよい。

ゼミ生の定員は教官の考え方で差があるであろうが、卒論のことを考えると適切な人数はおのずから決まってくる。内容としては教官のプログラムをこなすやり方もあろうし、ゼミ生相互の自主性を尊重するやり方もあろう。また専門教科の修得以外のゼミナールが有する隠れた重要な役割も見逃がせない。即ち高校のような教員指導型の教育から急に自主的な教科修得に変化する際の後見という役割及びキャンパス生活の諸般の問題についての補助的役割を担っている。その点で卒論のことを考慮に入れなければ低学年にこそ必要であるともいえる。そうした面からも専門以外のゼミナールの設置が検討されているのでそれとの関連が重要な課題となる。

ゼミナール協議会（学生の自主的な活動である）が教官の研究内容等を示す教官のガイドブッ

クを発行したことは、ゼミナールだけでなくキャンパス生活の全般について意義がある。

(3) 他学科・系とのカリキュラムの相互関連性

経済・商学あるいは情報管理と法律の間には比較的明確な区別があって内容の重複している点はそれ程検討する必要はないように思う。反対に「法と経済」というような課題が1つの研究対象とされ得るところから見て、共同研究や相互にまたがる新しい科目を考えることも有益である。保険法は独立の科目として本学科には存在しないが、商法に関連する分野として、他学科の保険論との関係が深い。租税法は商学と密接な関連がある。国際経済法と国際経済学も同様である。これらはカリキュラムの編成において注意が払われてよい。

少し一般的なことになるが、関連する科目が共に履修されることが意義ある場合の方策を検討することである。たとえば特定の関連科目を履修すると単位を加算するというようなことも考えられる。

(4) 授業科目と配当年次

専門教育の位置づけの検討課題でも指摘したように専門科目の中でも基礎的な科目を低年次へ降すことは、既に一部実施されてきたが、更に推進するべきである。そのために語学及び一般教育科目が高年次にまわってもよいと思う。語学などは絶えず勉強することが重要である。高年次に履修すべき語学及び一般教育の科目としてふさわしいものは何かということも検討されてよい。概論は1年次ですべて修得することになっているが、2科目位を選択すればよいのではないか。専門科目を低年次へ降すこととも関連するし、また入学時における学科選択制への変更とも関連してこよう。本学は2年次における学科選択制をとっているが、専門教育の強化、個性の追求の観点からすると、入学時学科選択制が適当ではないか。

3. 履 修

(1) 小人数教育対大人数教育

① 企業法学科においては、研究指導は小人数教育（平均7～8名程度）、講義は大人数教育で行われている。学科の前身である経営法学コースにおいても同様であったが、この点について、学生および教官ともども不満は聞かれない。2年次配当科目である、憲法総論、統治機構論、民法総論、契約法、および刑法について、他学科の履修者も多く、400名近くにおよぶこともあるが、さして支障はないといえる。強いて問題点をあげれば、教材の準備および配布に支障があることであるが、この点は小人数教育にしても、配布の時間が節約できるのみで、解決策にはならない。法学関係の授業科目について、小人数教育にする必要はないといってよい。そもそも、研究指導

を除外して、法学関係科目における小人数教育とは、どの程度の規模で、どのような効果があるのか不明であるといえる。また、大教室における講義によって、効率的な教育を行い、スタッフ不足を補うことができるという利点も見逃してはならないであろう。なお、研究指導における小人数教育は、他大学と比較しても、その数が少なく（たとえば、北海道大学においては文化系の演習は20名近くにおよんでいるという）、2年間の一貫教育であることでもあり、きめこまかな指導を可能にしているといえる。ただし、このような伝統が夜間主コースにおいても維持できるかは今後の課題であるといえよう。

② この点で唯一問題とすべきなのは、本学科で担当している基礎教育科目としての法学概論である。平成3年の改組後の学生数の増加により、600名を超える履修者を数えることとなり、全員出席すれば講義室に収容しきれない状態である。しかし、この点について小人数教育の観点から、複数クラスにすべしとの意見は学科内には存在しない。一学年全員を収容できる講義室の確保、大綱化に伴うカリキュラムの再検討（たとえば2単位にする）、学科別募集にして必修からはずすなどの手段で解決すべしとの意見がだされているが、現在本学全体でカリキュラム改訂の作業が行われており、その完成によりいずれ解決されるであろうと思われる。

(2) 通年制対学期制

① 企業法学科では、平成5年度において、学期制で行っているものは5教科、通年制は11教科ある。学期制が一部導入されてから5年経過しているが、海外研修が予定されている教官を除けば、学期制を希望する者はさほど多くはない。この制度によって負担が軽減されるものではないこと、それほど学生の便宜であるとは考えられないことが積極的に利用されていない理由であると思われる。また、両制度が平行していることについて、さして問題はないといえる。ただし、学期制における中間試験については、煩瑣なだけであり、さほど学生の利益になるとは思われないことから、廃止すべきであるとの意見がある。

② 今後学期制のメリットを活かすとすれば、同学年に複数の関連科目が配当されているものにつき、前期、後期にわけ履修させるようにすることが考えられよう。また、留学生を受け入れ、あるいは派遣するについて、学期制はそれに適しているように考えられるが、年度の区切りは国によって多様であるので、必ずしもこの制度が良いとは断言できない。

(3) 履修指導及びオリエンテーション

① 全学的な試みとして、学科長および教務委員が、2年生に対して学科所属についてのオリエンテーションを行いまた個別相談に応じている（毎年1月頃）。科目履修については、研究指導担当教官がその履修学生に、履修届の承認をする際に、事実上指導しているにすぎない状態であ

る。この点の指導は不十分であるといわざるをえない。実際、学生の一般的傾向として、体系的性を無視した、いわゆる虫食い履修が多いのが現状である。この改善を図ることは急務である。そのためには、いくつかのコースを想定し（たとえば、企業法務コース、行政コース、国際関係法コース）、モデル履修案を提示すること等が必要であると思われる。

② 授業要目の内容は年々充実してきているが、さらに改善する余地があり、さしあたっては関連科目および前提科目を明示することが考えられよう。今後の課題としては、シラバスを授業を開講するにつき学生に配布することなどが考えられよう。

(4) クラス制の効果

① クラス制は平成3年度導入されたばかりであり、未だ十分に評価できる段階ではないとはいえ、一応の成果をおさめているといえよう。特にサークルに属していない学生にとっては、1・2年次他の学生と交流できる本学での唯一の場であり、学生の評価も悪くはない。

② しかし、英語のクラスをもとに構成し、英語担当教官をその範囲で選択できない制度であることから、学生の一部には不満もあるようである。さらに、週2時間だけ同席するにすぎないことから、今後の検討課題として、英語以外の外国語をもとにクラス制をしくことも考えられてよいであろう。

③ クラスの運営は現在学生の自主性にまかされているが、その活動はクラスによってかなりの差が生じている。自主性を損なわせることがあってはならないことは勿論であるが、教官のなんらかの関与も（たとえば、担任をもうける）今後検討されてよいであろう。専門科目の教官によるいわゆる基礎ゼミの設置が議論されているが、専門科目の教官の負担が限界にきていることを考えると、1・2年次学生と教官との交流はクラス制の活用によって行うのも一つの考え方であろうと思われる。

(5) 学科所属制度と転科問題

① 本学における学科所属は第2学年の4月になされている。この点について企業法学科では、経営法学コースの時代から、学科別募集の入試を行うべきであるとの意見があったのであり、このような意見はますます強くなっているといえる。受験生の志望動機を明確にさせ、また今後の大綱化に伴うカリキュラムの大幅改訂に対処するためにも、学科別募集入試は早急に検討しなければならない課題である。また、本学科の特殊事情として、商学部の一学科であるために、その中に法学に関連する学科が存在することが受験生の間に周知されておらず、学科別募集はこの点の解決にもつながるものである。なお、これまで学科所属を認定するにつき、1年次の成績を重

視してきたが、平成6年度からは本人の志望を第一に重視することに変更されることになっており、学科所属後の勉学意欲はこれにより、少しは改善されることと思われる。

② また、学科所属時期について、現行入試制度を前提とした場合でも、第1年次の後期に所属を決定させることも検討に値しよう。早い時期に学科を決定させることは、学生に勉学目標をもたせるのに効果的であり、今後の大綱化に伴うカリキュラムの改訂にも適するであろう。

③ 最近5年間の転科理由と転科学生数の推移

資料欄(90頁) 表1参照

(6) 成績不振者への対応

① 最近5年間の留年学生数の経年的変化は、表4-4の通りである。その他資料欄 表3も参照されたい。

② 本学全体の検討課題として、小刻みな単位クリア制度(1年次終了時16単位、2年次終了時55単位)が存在し、これが留年学生数の増大に拍車をかけているのではないかという問題がある。この制度は、上に述べた本学独特の入試制度とも関連しているが、その功罪について検討してみる必要がある。留年者数について、企業法学科独自に検討すべき問題はないと思われる。

③ 留年防止のために、学科として講じている対策は今のところ存在していないが、教官が個人的に、出席をチェックしたり、小テストを実施したり、あるいはレポートを提出させるなどしている例がみられる。

④ 最近の休学生、退学者の理由と経年的変化については、本章末の資料欄 表4、表5、表6を参照されたい。

表4-4 過去5年間の企業法学科の在籍者数と留年者数（上段留年者・下段在籍者）

	1年生	2年生	3年生	4年生	過 度 留 年 者	合 計
平成5年度	—	110	(実2)12 12.6% (実3)10 10.9%	(実2)2 2.2%	24	321
			95	92		
平成4年度	—	94	(実2)12 13.0% (実3)9 9.3%	(実2)2 2.1%	32	315
			92	97		
平成3年度	—	93	(実2)11 11.1% (実3)7 7.2%	(実2)1 1.0%	13	302
			99	97		
平成2年度	—	95			15	301
			97	94		
平成元年度	—	96			0	286
			98	92		

(7) 留学制度及び単位互換

① 本学における外国人留学生は、国費留学生を中心に、近年10名近く受け入れており、その数は徐々に増加する傾向にあるが、企業法学科の教官が指導教官となった例はない。したがって、この点は大学全体としては重要な問題であるとしても、企業法学科においてこれまで検討されたことはなかった。

② 最近の留学者数の推移は、「第5章 国際交流 4学生交流事業」に詳しいが、平成2年度から開始された、オタゴ大学との交換留学制度（毎年1名）において、企業法学科から既に2名の学生が派遣されている。これは、留学制度についての企業法学科の学生の関心が非常に高いこととその学生の優秀さを示すといえる。国際関係法科目などでの国際性教育の重視の姿勢も反映されている。また、この点の広報活動も「学園だより」を中心に活発になされており、最近設けられた短期留学制度（私費）も企業法学科の学生によりよく利用されており、さらに近時私費で長期留学する学生も数名みられるようになった。ただし、このような制度および傾向は始まったばかりであり、その効果について十分評価できる段階ではない。

③ 留学制度の活性化の必要性についてはほぼ異論はみられない。ただし、受け入れ大学で履修した科目を本学の単位として認定すべきかどうかという困難な問題に直面している。この問題は、

現在教務委員会を中心に取り組まれているが、すべてルール化しつくすことは不可能であり、個別の事例の解決を積み上げていくしかなく、その解決には今しばらく時間を要するであろう。

④ また、受け入れ大学との学期制のずれから、留学予定者の本学における履修に少なからぬ支障をきたしている。この問題をどうするかは今後の課題として残されている。

⑥ 国内での単位互換制度については、北海道大学法学部および北海学園大学法学部と本学科との三者による制度化を図るかどうかが将来の課題として残されている。

(8) 検定資格の評価

① 企業法学科に関連する検定資格試験としては、司法試験、司法書士認可選考試験、不動産鑑定士試験、公認会計士試験、税理士試験、弁理士試験、社会保険労務士試験、その他検定試験そのものとはいえないが、国家公務員Ⅰ種・Ⅱ種試験、外務公務員Ⅰ種試験、外務省専門職員採用試験、労働基準監督官採用試験、裁判所職員採用Ⅰ種試験、地方公務員上級・中級試験等がある。

② 企業法学科においては、法曹人の養成というよりは、企業における法律スペシャリストの育成にその主眼をおいていることから、今のところ資格試験を受験しようとする者はそれほど多くはなく、授業科目もそれらに十分対処できるような体制をとっているわけではない（ちなみに、新制大学になってからの司法試験の合格者は僅かに1名である）。

③ 公務員試験の受験者および合格者は年々増加しており、国家・地方をあわせると、公務員になるものが、就職者の約1割を占めるに至っていることが注目される（別掲の表を参照）。学生課を中心に、学生に対する啓蒙活動が開始されたが、教官の負担が限界にきていることから、企業法学科としてこれに関与することは現在考えていない。ただし、特講科目を利用していくつかの科目（たとえば行政学）を設定すべしとの意見がある。なお、教官の有志が、公務員試験等を目指す学生の自主的サークルの顧問として関わっている。

表4-5 過去5年間の公務員就職者数 ()内は女子で内数

年 度	国 家 公 務 員		地 方 公 務 員	
	全 体	本 学 科	全 体	本 学 科
昭和63年	9 (1)	6 (1)	26 (3)	12 (2)
平成元年	10 (3)	4 (2)	12	5
平成2年	4	1	24 (7)	9 (4)
平成3年	7 (3)	3 (2)	20 (3)	5 (1)
平成4年	16 (3)	8 (1)	26 (6)	10 (2)

- ④ 企業法学科では、検定資格との関係で単位を認定することは今のところ考えていない。

4. 授 業

(1) 学科・系の教育方針と授業内容の関連性

① 本学科は「法律に強い産業人の育成」を目的とし、特に企業の経済活動や経営に関わる法制度の研究教育に力をいれて、やがて産業社会の中核になる若い人材に法学的素養と国際感覚を身につけさせようとしている。そして、その授業内容は、憲法、民法、刑法等の基礎的法分野の修得を経て、特別法及び現代の企業経営と密接に関わる法領域の学習へと進められるよう予定されている。以上の基本的な教育方針は、本学科の新設にあたり明確にされ、その後は大学案内の学科紹介等でも明記されているものである。

② こうした教育方針を達成するためには、次の二つの側面から授業科目の整備が図られる必要がある。第一は、基礎的・伝統的法分野の一層の充実である。なぜなら、そこで扱われる基礎的諸制度及び概念への十分な理解が、現代の企業活動に関わる法制度を修得する前提となるためである。第二は、現代社会及び企業活動を取り巻く環境の変化に伴い、常に新たな検討を迫られる法的問題への対応である。本学科の授業内容は、こうした現実を踏まえて適切さが確保されるよう求められている。その中には、従来の授業科目において、一応の対応が可能な問題もあろう（民法における「消費者取引」、刑法における「企業犯罪」等はその例といえよう）。ただし、こうした分野が顕著かつ独立した法領域を構成するに至ると、その本格的な教育は新たな授業科目の開設に委ねられざるをえない。

③ 本学科は教官定数をほぼ充足しており（平成6年4月1日時点での欠員は3名）、専任教官を中心として学科の教育方針を実現する授業を展開することが必ずしも不可能ではない。しかし、上記(2)に照らすと、本学科が掲げる教育目的を達成するために、次のような将来への課題を指摘しうる。

まず、基礎的・伝統的科目の拡充という側面から見て、現在の本学科は、刑事訴訟法、外国法、法哲学、法制史等の授業を欠いている。現代の企業活動に関わる法制度の研究教育を行う前提としても、これら諸科目の知識及び考え方の修得は望まれるところである。また、新たな法的問題を提起する諸領域は枚挙に暇がないといえようが、学科の教育方針及び現在のわが国の経済・経営環境に照らすならば、社会保障法、証券取引法等の専任教官の不在は遺憾である（このうち、社会保障法のみ隔年で外部非常勤講師により開講されている）。

④ こうした状況への対応は、既存の授業科目の中で試みられるにせよ（たとえば、行政法や民法の授業において消費者保護に言及する）、それは当該既存科目における他の授業内容を圧迫することを意味し、自ずと限界がある。すなわち、変化に富んだ現代社会及び現代企業活動を支える「法律に強い産業人」を育成するためには、これら授業科目の常時開講を可能にする専任スタッフの強化が望まれる。

(2) 授業内容の公表

授業内容の公表は、学生が履修すべき科目を選択する際の資料提供という意味をも持とう。これに対する学科としての対応は、将来の課題である。ただし現在でも、毎年1月末に1年生を対象として行われる学科・課程所属オリエンテーションの際、学科の目的、開講授業科目とその概要、教官の紹介等を記載した詳細な資料を配布し、学生が所属学科を決定するための情報を提供している。また、教授要目の記載内容を工夫することにより、同じ目的を達成できるとの認識もある。さらに、研究指導の内容及びその成果は、経済研究所による学生懸賞論文への応募を通じて公表されることが可能である。

(3) 学科・系内及び学科・系間での授業内容の調整

本学科の履修は、普通法・一般法科目の知識を基礎として、特別法や応用的法領域への積上げがなされることから、授業内容に無用の重複または欠落がないよう、学科内の教官相互において、適宜、調整が行われている。また、学科間において、個々の教官の間で同じ趣旨の話し合いが持たれることもある。ただし、これらはいずれも制度的に定められたものではない。さらに、学生に向けて、ある授業科目を履修する前提として単位を取得しておく—または並行履修する—べき科目が、教授要目を通じて、または口頭でアナウンスされることも必要であり、これもしばしば行われている。

(4) 授業内容の評価のシステム

いわゆる学生による授業評価は、一部の教官により試みられているにとどまるのが現状である。その方法としては、主として無記名アンケートの形式が採られ、アンケート項目としては、授業への出欠の程度、話し方や板書のわかりやすさ、指定教科書・参考書の良否、資料やプリントの配布に対する意見、その他自由記載欄等が置かれるのが通常であり、これは他大学で行われているものと大差ないと思われる。

その一方において、こうした学生による授業評価に関しては、学生の目的意識、日常勉学に取り組む姿勢、入学者に対する卒業生の比率等々が、大学により、また、国により異なるため、他との単純な比較による制度の導入には慎重な意見もある。

(5) 教授方法の開発

学科としての対応は将来の課題である。ただし、個々の教官により、授業の理解を容易にするための工夫として、資料配布、ビデオ、OHPや実物ビューアーの利用、学生参加型授業の併用、トピックスの紹介、小テストの実施等、様々な試みがなされ、大教室における一方通行の講義に伴う弊害を緩和しようとしている。小テストやクイズの際、配布される用紙に自由記載欄を設け、質問や授業に対する要望を書かせて回収することも行われている（これは、(4)の授業評価にも連なる）。さらに、情報処理センターを利用して、授業に関する情報や資料をパソコン・ネットで提供する工夫もしている。なお、学科の性格上、また、受講人数との関係もあり、教室外での授業・教育はさほど活発でなく、また、それが不可欠というわけでもないが、研究指導の場を利用した裁判所見学や法律実務家との懇談等も一部で行われている。

こうした試みは、近年、他大学でも徐々に盛んになりつつあると思われ、そのため大学での授業に適したビデオ教材も市販されるようになってきている（なお、本学では、視聴覚施設を通じてテレビ・プログラムを録画し、かつ、テープの保存を依頼することも可能であり、本学科では既にこれを試みたことがある）。その反面、ビデオの利用可能な講義室を増やす等、施設面での対応も急がれるといえよう（OHP設備についても同じことがいえる）。

(6) 学外講師の活用による授業

① 平成5年度は、専門教育科目として開講された20科目のうち、次の授業が非常勤講師により行われた（経営法学コース、企業法学科昼間コースのみ：ちなみに、夜間主コースは開講科目のすべてを専任教官が担当）。比較法（前期集中4単位）、環境法（通年4単位のうち前期を学外講師に委嘱）、行政法（通年4単位のうち前期を学外講師に委嘱）及び社会保障法（夏季集中2単位）。非常勤講師への委嘱の理由は、専任教官の欠員に伴うもの（環境法）、専任教官の定員が得られず当初から非常勤講師を予定していたもの（社会保障法）、講義内容にふさわしい担当者が得られたもの（行政法Ⅱ：租税法を内容とした）等に分けられる。

② 本学科における非常勤講師への授業委嘱は、従来、ほぼ今年度のような趣旨で行われてきた。ただし、今後は次の二つの方面で、そのあり方を検討する余地があろう。

一つは、実務家や特殊領域に関する専門家による授業の開講である。経済社会の要請に即した実践的な教育を目指す本学の伝統に照らしても、こうした試みは検討に値しよう。そのために、基礎法及び企業法の各講座に設けられた特講を活用することも可能である。ただし、こうした特講は、単にトピックスを追うのではなく、他の授業科目との有機的関連にも配慮しつつ行われるべきである（従来の社会保障法は、こうした配慮の下に開講されてきた経緯がある）。

他の一つは、専任教官の負担軽減との関連である。すなわち、昼間コース、夜間主コースの各専門科目及び研究指導、並びに法学概論の担当に加えて、大学院教育拡充の方向から、教官の負

担は明らかに増加している。本学の伝統であるところの質の高い研究及び教育環境を維持するためにも、必要があれば既存科目の一部を学外講師に委嘱して専任教官の負担を軽減する方向が、将来の検討課題として取り上げられてよからう。

③ また、学科により開講されるものではないが、国際交流に伴う外国人講師の講演等への学生の出席を奨励し、その成果を通常の授業または研究指導にフィードバックすることも考えられる。さらに、本学卒業生を講師とするエバーグリーン講座も、実務に密着した講義内容を提供する機会として活用されることが期待される。ただし、その際には、関連授業科目の担当教官との連絡を密にしつつ、講座内容を整備することも必要になってくると思われる。こうした条件が整えば、同講座を単位化することにも十分な意義が認められよう。

社会情報学科

1. はじめに

(1) 本学科の改革や改善の経緯

① 「管理科学科」の設置

社会情報学科の前身は、管理科学科であり、現在の社会情報学科に至る経緯は、昭和30年代に遡る。文部省への概算要求（「昭和40年度概算要求附属参考書」）によると設立の意義を次のように記述している。「管理科学はあくまで『人と物との組織体を管理すること』、すなわち経営することについての科学であって、自然又は工学についての科学ではない」と定義している。単に方法において数学的であること、また手段としてコンピュータを必要としていることのみから工学部に設置すべきでなく、工学とは明らかに異なると主張している。むしろ経済学、商学を基盤にできる本学に設置することの意義を明確に述べている。また、以上の文部省への概算要求の中では、管理行為及び管理組織についての方法について、計量的理論化、機械化に対応すべき点が学科の意義として強調されているように思われる。時代が異なることからか当時としては、記述上「情報」を明示的に扱ってはいないが、経済学・経営学などにおける数量化、情報化の必要性に着目しているように見受けられる。また、昭和30年代の学科目当時における本学科の長期計画は、「行動科学」、「経済計画」と6学科目への拡張が検討されていたようであり、学科設置に向けての意気込みを感じるものである。

表4-6 管理科学科の設立までの経緯

昭和35年	本年以降、管理科学の充実のための計画を立て、実験的教育を開始。 「管理科学専攻」の設置。「計算機論」の開講。学科目「管理科学」の設置。 「機械化会計」（学科目）の設置。以上の2学科目を基礎に「経営数学」、 「数値計算」学科目をもって1学科への拡張を計画。 「長期計画」としては、数年内に『行動科学』、『経済計画』の2学科目…中略 …大学院修士課程の設置をも計画（「昭和40年度概算要求附属参考書」）
昭和37年	
昭和38年	
昭和40年	
	管理科学科の設置（国立大学としては全国で初めて） 4講座（管理科学、機械化会計、応用数学、数値計算） 入学定員40名、教官12名体制（教授、助教授、助手各4名）

昭和40年の設置時に至り、従来の「管理科学」、「機械化会計」（「機械化科学」から変更）の2学科目に「応用数学」（「経営数学」から変更）、「数値計算」の2学科目が追加され、全体として4講座の体制からなり、国立大学としては全国で初めての「管理科学科」として発足している。発足に至る経緯の中で、社会情報学科の教育目的は、経済学、商学を基盤にしてコンピュー

タによる経営の組織、管理の方法の機械化に対応できる人材の育成と整理できよう。しかし、昭和40年から今日に至る過程で社会動向も著しく変化しており、教育目的およびその表現も少なからず影響を受けていると思われ、外部の人にとってもわかりやすい適切なものが望まれていた。

② 「管理科学科」から「社会情報学科」への改組

昭和40年の設置当時の陣容は、教授・助教授8人体制、入学定員40名とこじんまりとしており、学科の拡充改組計画が、社会の情報化などから要請されてきたが、大学紛争、国家財政の逼迫などから25年間の長期にわたり据え置かれてきた。

この間、オペレーションズ・リサーチに代表されるマネジメントの数量化・計画科学化の問題の範囲も、一企業や一組織体の問題を越えて、地域的、都市的、国家的、世界規模のものへと拡がり、環境・資源・文化・社会的合意などの問題を視野に入れなければならなくなっている。またこの分野における計画科学的方法、情報科学的方法の発達も著しく、社会全体の情報化とあいまって、計画科学的視点、情報科学的視点からの研究・教育体制を整えることが急務ということから改組（平成3年10月）が実現した。入学定員も昼間コース（70）、夜間主コース（30）の計100名（臨時増募を含む）と拡大し、教官の増員中である。この改組の成果は、今後教官等の採用が順調に進むに従って表れて来るものと期待できる。

(2) 本学科の目指している教育目的

① 現代社会は、情報化、国際化、都市化の潮流の中にあり、これらの変化に大学自体も対応しなければならない。しかも実学的気風のある本学にあっては、この社会動向を意識しなければならない。とりわけこの中において本学科は、情報化に対していかなる視点から教育を行い社会に有為な人材を育成しなければならないかを明確にする必要がある。大学案内の本学科紹介で見ると限りでは、社会情報学科の目指している教育方針は、情報化による社会の変革に対応できる人材の育成を目指しているとあるが、これは本学科に限らないものと言えよう。

社会情報学科概算要求書を見る限りでは、管理、計画的視点、システムズ・アプローチの素養を持つシステムエンジニア的なセンスと社会科学のバックグラウンドを持った人材の育成であると整理できる部分を持っている。学科内では、高校生など本学を志す受験者が理解しやすく、教官も納得できる表現として、改めて整理する必要も議論としてある。以上の様に改組における教育目標は、やや抽象的な部分もあり、教育の現場では、具体的な教育目的としての展開は、まだ十分なものになっているとはいいがたく、今後とも学科内で十分な議論を行い、明確にして、学科内の教官が共通の認識で教育及び研究を進めていくことが必要であると考えている。

表 4 - 7 社会情報学科の講座構成

講 座 名	講 座 構 成
計画科学講座 (実験講座)	実験講座であった改組前の「管理科学」講座と「応用数学」講座を母体とする大講座
組織と情報講座 (実験講座)	実験講座であった改組前の「機械化会計」講座を母体とし、「管理科学」、「数値計算」講座の内容の一部を合わせた大講座
社会と情報講座 (実験講座)	実験講座であった改組前の「数値計算」講座を母体とし、「管理科学」、「応用数学」、「機械化会計」講座の内容の一部を合わせた大講座

(3) 社会情報学科の内容及び講座別研究・教育目標

① 社会情報学科の内容

本学科は、システム論的・情報科学的見地に立って社会諸システム・情報システムの分析、設計、運用の研究・教育を行い、またそのための計画科学の理論と諸手法および情報科学の理論と諸手法の研究と教育を行う。また情報科学教育の充実を求める社会的要請に応えることにも務める。

② 計 画 科 学 講 座

システム論的観点に立ち「最適化」の思想を原理とする。ORに代表される経営科学・計画科学的諸手法、情報科学的手法を駆使して、各種システムの最適化、最適システムの設計・構築・運用のための研究・教育を行う。

③ 組 織 と 情 報 講 座

私企業組織内の様々な情報システムのあり方などを考え、最適な情報システムの設計・構築を主眼とする研究・教育を行なう。また行政機関など公的組織内の様々な情報システムは、私企業内の情報システムとは異なった目的・性格を持ち、異なった制約条件のもとにある。公的機関の情報システムのあり方などを考え、最適な情報システムの設計・構築を主眼とする研究・教育を行う。

④ 社 会 と 情 報 講 座

情報システムの大規模化が進む一方で、個人所有の情報機器が急速に普及している。そのような「コンピューターリテラシー」(コンピューターに関する知識、操作能力があること)の時代に適合した研究・教育を行う。

2. カリキュラム

(1) 本学科の教育目的と現状評価 ー科目構成と教官構成などー

改組によって教育方針に対応するような科目構成にしたが、教官の構成は、教官の採用人事の進展に伴って、今後適切なものとなるよう努力している。しかし、現在のところ講義負担が多く（例：大学院(1)、学部(1)、研究指導(2)、夜間(2)コマ/週、留学生指導）、行き届いた十分な演習指導ができないのも課題である。教育方針に対応した教官のサポート機能の充足度は、教育目標の点からは、まだ低いレベルである。特に学科独自の実習室ないし演習室が必要である。とりわけ実験講座である本学科は、情報機器の設置が必要であることもあり、スペース不足は、深刻である。また、演習をサポートする助手の人数が不足している。加えてティーチングアシスタントたりうる人材がいることは、教育目的を十全に果たす上では、きわめて重要なところであるが、現在のところ皆無である。

(2) 今後の改組など

前述したような改組を行なった直後であることから記述上は、時代、環境の変化に対応した内容になっており、現在、改組内容に沿って充足を進めている段階である。教官が概算要求どうり充足してはじめて、他学科並の教官数に互するレベルになるわけである。現在、まだ教官の採用段階で充足していないことから教育方針からみた改善すべき点、さらに伸ばす点などについては、評価できる段階にない。ともかく充足させることが、現在の急務の課題で人事を速やかに、強力に進めているところである。以上については、今後に充足後の評価が行われることになる。同様に将来のあるべき姿（構想など）についても、改組の中身が将来のあるべき姿を目指す内容になっており、この改組の中身が実質的に整った段階で評価を先ず行うことになるものである。これについても充足を経て評価を行うことになる。

(3) 講座間の関連性、科目間の関連性

カリキュラムの体系化を考える必要がある。

(4) 他学科・系に対する社会情報学科の評価

それぞれの学科間の関連の中で、教育目的をお互いに充分認識し、特色を伸ばせるようにお互いが努めることであり、全学科ができるだけ特徴のある独自性が打ち出せることが本来の学科としてのあり方と認識している。独自性の発揮ということでは、学科の教育目的とも関係するものである。

(5) ゼミナール教育の位置づけ

① ゼミナール教育

先に示した本学科の目指している教育目的に対応して、ゼミナール教育は位置づけられている。ゼミ内容と教育方針との対応は、全体的としてやや適切な評価である。今後、教官の充足によりゼミ教育の効果が上がることが十分期待できるところである。履修状況は、年度別に見るとノンゼミ生は、10%未満で、ほとんどの学生が、いずれかのゼミ（他学科を含めて）に所属しており、ゼミ所属の必要性についての学生の認識はよいものと考えられる。しかし、所属に際して必ずしもゼミの教育（扱う教材）、研究（卒業論文内容）を主要な理由として選んでいるわけではなく、友人をつくる、就職対策など副次的なメリットに重点を置く場合がないではないように思われる。また、多くのゼミでゼミ旅行が行われており、この点の教育効果は無視できない。

② 少人数ゼミ教育の評価

これは、少人数の教育効果が十分に発揮できるものと期待されているが、20人近くの規模になると教官の努力にもよるが、少人数教育の効果は疑問である。ゼミ教育の評価としては、教官個人の評価のあり方によるところが大きく、教育目的とゼミ教育との実態評価については、教官の間で明確な尺度を設定し得ない現状である。学科全体としては、ゼミ室の機能状態などを考慮するとどちらともいいがたい評価である。ゼミ室の機能の改善は、学生からの要望が強いこともあり、充分関連づけた評価が必要である。

表4-8 社会情報学科のゼミ履修状況

	学科所属者数	ゼミ所属者数	他学科ゼミ所属者数	ノンゼミ生	実質2年次生
平成2年度生	70	62	5	3	-
平成3年度生	75	64	5	2	4

③ ゼミ室機能の評価

本学科としては、ゼミ室の機能を非常に重要と考えている。ゼミ室は、「学生にとっての研究室」といえるもので季節（特に冬）にかかわらず、ゼミ室が、利用できるようにすべきである。とりわけ問題となることは、冬期間の卒業論文の作成時期において、常時暖房が入らないことである。現状のゼミ時間（火、木曜日）だけの暖房だけでは十分でなく、非常に使用が不便なゼミ室となっている。これは、改善に値する大きなものである。また、情報機器などを、同時に複数稼働させなければならない場合が多く、コンセント、許容電流の不足など一時代前の状態であり、機能的に非常に劣悪であり、改善が急務である。また、情報通信機能の学習、論文作成においては、電話回線を使用したい場合もあり実際的なオペレーションの効果的学習に支障をきたしてい

る。このようなことが、学生の学習、卒業論文作成の意欲をしばしば損なうことにもなっており、効果的なゼミ教育の促進を阻む原因の一つにもなっている。この件は、学科の問題解決のレベルを越えるものである。

④ ゼミ生の適正配分

教官別のゼミ生の配分（人数）は、必ずしも公平、適正とはいえない状態である。学生の各教官のゼミ内容などへのニーズなどの志向が、異なることがあり実際は大きく偏っている。こうした状態の是正は、機械的に最大、最小受持ち人数などを決めることも考えられる（他大学では見受けられる）が、現在のところ特段の良策とはいえない。ただ今後、本学科の教官採用が順調に進むことによって、多少改善できる余地があることも確かである。また、一方で教官がゼミに努力を傾注すればするほど（ある意味で教育が熱心で厳しいということ）ゼミ生が集まらないという現象が見受けられることも確かである。また、募集条件の厳しいゼミは、学生から敬遠されがちである。学生間には、いかに安易に単位取得ができるかも一つの評価基準になっているようである。教官側の取り組み方を均一にすることも具体策の一つかも知れないが、これには、学生の学習意欲とかかわる問題が横たわっており、本学科に限らず、全学的、全国的な問題と言えるのかも知れない。

⑤ 対外的なゼミ活動

これは、社会情報学科の内容に合致するブロック・インターゼミのようにリードする機構などが存在していないこともあり、現下では、そのような機会は皆無である。新たに関連のインターゼミを作ろうにもリアルタイムに情報機器を使用することを考えるゼミになることから、情報機器の移動など他学科と比較して容易には実行が困難な事由がある。このようなインターゼミの機会を云々する前に、現在の貧弱なハードの機能向上を含めたゼミ教育の効果的な整備を行うことの方が、急務であると判断しており、この点についての教官の個人的努力には限界がある。

(6) 各学科・系とのカリキュラムの相互関連性

① 相互関連性については、一般教育系、語学系などが専門学科との緊密な関係づけが必要である。これが、本学科の教官間で大勢を占める意見となっている。しかし、専門学科相互間では、強い関連性をもたせることは、教官採用、教科内容、カリキュラム構成などにおいて、制約条件を増加させることになり、調整が著しく困難になることが予想できること、また学科の本来の独自色を場合によっては、薄めかねないことから疑問である。また、本学は、他大学と比較して教官の流動性が高いといわれ、このことから教官の変更によって多少の変更が逐次強いられることもある。従って、学科が独自に内容の充実がはかれるのであれば、ことさら他学科の科目との関連性に固執する必要はないと考えている。目ざすべきことは、学科の教育目的に自学科全体が対

応しているかを評価すべきである。この意味でも基本的には、他学科の科目と多少の重複は許されるべきである。また、自学科内では、他の科目の復習をする程度であれば、講義内容の流れからいっても重複していてもかまわないし、本学科では、現在もこの意味での多少の重複はあり、弾力的に行っている。

② 学生にとって本来的な科目履修のあり方とは、単純に卒業のための単位取得が容易であることにあるのではなく、履修の合理的なあり方を考えることである。従って、学生に対して、「標準履修モデル」（場合により他学科の科目を含むことを考えてもよいが）を提示できれば、卒業後の将来設計に参考になり、履修しやすくなるとも考えられる。このようなモデルの導入についての検討は意味がある。

③ これと関連して、概論－専門（通常，特講，演習）の効果的な関連のあり方は、各々において関連性をもたせて設定してきてはいるが、現段階の効果についての評価は難しい。

④ 授業の組み方は、自学科向きの講義をする体制がとれることが、基本である。これは、科目によっては少人数教育が可能となる。しかし、これは、入試制度（学科別入試）とも関連してくるもので、今後の慎重な検討が必要なところである。

⑤ 近年、学生の単位取得状況が悪いようである。これは留年問題とも関わる。これは、必ずしもカリキュラム上の問題ではなく、一方で学生の学習・受講態度（学生のクラブ活動優先など）の問題であるとともに、他方で教官の教授法にあるのではないかと思われ、両サイドからの点検が望まれよう。このためには、学生に対するアンケート調査などから原因を究明する作業を始めることも一つであろうと考えている。

(7) 授業科目と配当年次の評価

現状の配当年次については、学科全体としては、現状ではやや適切であると評価できるが、専門を低年次（1年次）へ配当することが、今の状態よりは望ましいあり方と判断している。とりわけ専門の科目数は、2年次に集中しているので、1年次へ配当することができればベターである。1年次への配当は、他学科・系の科目との関連、また、入試制度（学科別入試）とも関連してくるもので今後の検討課題である。一方、4年次学生の欠席が、目立っている。これは、他学科も同様かもしれない。この理由は、第一に3年次で大方の卒業所要単位を充足していること、第二に学生の就職活動などによるものと予想できる。これは、年次毎の最低所要単位を設定することや配当年次ともかかわっているとみえる。

3. 履

修

(1) 小人数教育対大人数教育

1クラスの学生数は、50人程度が適切といわれ、この数を著しく越える大人数の教育は、教育効果の点から問題がある。実際には、常時50-60人を越えると内職の学生が出たり、騒がしく、講義に対する学生の反応がわかりずらく、「顔の見える教育」を行うことができない。また、演習がやりずらくなるなどの支障がでている。他学科・系では、時には学生が通路に座るほど混雑する場合もある。対応策としてA、B・・・など複数のクラス分けが考えられるが、教官の負担増に直結することにもなる。社会情報学科で大人数教育になっている科目は、例えば「管理科学」である。この科目は、履修届は450名程度になるが、普段の受講学生数は、100-120名と30%弱の出席率である。人数が多いことから上記の支障が出ている。また、通常の出席率は非常に小さいが、これが定期試験時には360名程度に回復する。講義室の確保は、履修届に合わせて大講義室を取るようになるが、結果的には普段の出席状況からは無駄使いになっているのが実態である。その他の同様の科目は、「社会情報概論」、「社会と情報」、「計画数学」、「ソフトウェア科学I」などである。

大人数教育になる大きな理由は、他学科の学生が履修することにある。仮に他学科の科目を履修しなくても学科の科目だけで充足する体制が取れば、学科の特徴を生かすカリキュラム（または時間割）の編成が、現在より弾力的にできるようになり、大人数教育が解消されることにもなる。逆に学生からすれば他学科の科目をとることが困難になるが、大人数教育を避ける上からは、止むを得ないと思われる。

(2) 通年制対学期制

① 通年制 / 半期制

学生にとって通年講義の履修は、一年間の固定的な履修・単位取得になる。一方、半期制は柔軟な履修選択の可能性が広がると思われる。半期制では、平均的學生であれば3年半で卒業可能な単位取得状態となり、残りを一層有効に使うことができ、幅の広い履修オプションになるとも考えられる。加えて学科にとっては、通年から半期制になることから時間割編成がしやすくなるメリットがある。しかし一方、一年分の講義内容を半年で授業すると学生が消化不良をおこす科目も多くなること、試験範囲が拡大するなどのデメリットもある。したがって半期4単位制については、慎重な対応を要する。また、科目にもよるが4単位科目を2単位ずつに分けて前期・後期で行うことによる体制の場合には、上記のデメリットも回避でき、かつ履修・単位取得がかなり柔軟になることから十分検討に値する。

② 噛み合わない就学年度

現在のわが国の大学はほとんどが4月入学－3月卒業の制度である。一方海外の大学は、9、10月卒業・入学形式であることから制度がうまく噛み合っていない。留学生の増加などの国際化に対応する上では、通年制はその妨げの一つになっており、海外留学の利点が、学期制が異なることだけにより十分生かされないものとなっている。これを何らかの方法で幾分でも解消することが必要である。前記のように4単位科目を2単位ずつに分けて前期・後期で行うことにより履修・単位取得が、かなり柔軟にもなり不利益を解消できる可能性が広がる。このことから半期2単位制は、十分検討に値すると思われる。

(3) 履修指導及びオリエンテーション

① 科目指導、ゼミ指導及びオリエンテーション

現在の事務官によるオリエンテーションは、手続きなど形式的な部分が多く、教育内容などの学科の詳細な中身については十分ではないため、本学科の教官各自の科目オリエンテーションが必要である。また、学科内の各講座の特色、また講座相互の関係性がより分かりやすいオリエンテーションも必要である。「教授要目」などを綿密に読んでいる学生は少なく、科目内容で判断するよりは、単位取得難易度が大きな判断材料になっていることが多いと思われ、一つの教育の形骸化とさえいえる。しかし、この事態を学生自身の自発性、自己責任に任されることであると看過することはできない。たとえば、「標準履修モデル」(後述)による「わかりやすい学科の履修のあり方」が用意されていることは、学生の学科理解、イメージ形成、そして学科所属の判断にとって有益なオリエンテーションとなる。このようなモデルを作る点からは、科目の中身の詳細な検討も十分関係しているものであるのでシラバス(授業計画)の導入は、有益なものである。また、学科の年次別のオリエンテーションがあってもよく、特に専門科目の多い2年次生への対応は重要である。

ゼミについては、募集時前にゼミナール協議会による「教官ガイドブック」、「ゼミナール紹介本」、あるいは「教授要目」によりゼミの概況を知ることができる環境にある。本学科のゼミオリエンテーションも出席率はよく役立っているはずである。ただし、現在はゼミ幹(3年生)がゼミ紹介を行っているが、ゼミ教官からのゼミ紹介などが合わせて行われることが必要と思われる。また、現在のゼミ生募集は、各教官別に自由に行われているが、他学科の方法(第1志望のみ、人数制約、小テスト、再募集など)も参考にしながらゼミ生募集のあり方の検討を進めることである。

② イメージしやすい「標準履修モデル」の作成と諸項目との関係づけ

「標準履修モデル」の作成と以下の下線部のようにこれに関連する項目を結びつけたものを考えるべきである。また入学後の学生が、卒業後の具体的な人材イメージを持てるようにすることである。そのための卒業後の進路のPR、進路の具体的なオリエンテーションのあり方、公務員な

どを目指す学生に必要な科目選択などのオリエンテーションを含むことである。例えば、[学科・講座の教育目標：人材像]+[学生の志望、ニーズ]→[標準履修モデル]→[検定資格試験（卒業後を含めて）の合格]→[対応する就職分野、卒業後の具体像]のような分かりやすいシステムを作りあげることが望ましい。この点については、科目と内容の検討、その他の科目との有機的関係性を明確にすることも重要となる。

③ 知識の習得+思考力・学習力・創造力の向上

「標準履修モデル」は、言うまでもなく単なるノウハウ的知識の習得にとどまらず、学科の履修過程では、理想をいうと思考する力、学習する力、そして創造する力を養うことを目標としている。このことをオリエンテーションの中で明示的に表現することである。また、高校生などの受験生を対象とした本学科の案内パンフレットの表現についても議論しなおす必要がある。

(4) クラス制の効果

平成5年度の2年生以降からの学生は、クラス制を取っている。これは、英語の受講用のクラス制（教官の担任はなし）であり、自己評価委員会作成の評価基準に列挙された項目についての実態は本学科としては把握していないのが現状である。学生間では、クラスコンパなどの開催を行ったりしているクラスもあり、多少の一体感を醸し出しているかも知れない。

(5) 学科所属制度と転科問題

① 専門教育の低年次化と学科所属時期の早期化

学科所属時期の早期化は、入試制度の改革との絡みがあることから学科別入試制度を検討すべき時期に来ている。

② 所属前後に必要な学科内容の十分な説明

現在、転科は原則的には認められていない。社会情報学科ではほとんどなく、転科理由は、学生の個人的理由で学科自体に原因があるものではない。「社会情報概論」の学生アンケート結果によると本学科への入学時のイメージの一部には、コンピュータ、冷たい、厳しいといったものが固定的である。履修後のイメージは、この結果で見る限り改善されているが、今後とも無知・速断・誤解あるいは風聞に基づく悪いイメージを避けるために、学生が本学科に所属する前に十分な学科内容の説明を受ける機会を設けること、また同様に学科所属後のケアが必要である。

表4-9 年度別卒業不可能者数

卒業年度	在籍 学生数	卒業可 能者数	卒業不可能者数(過年度生数)		
			総 数	内 休 学	内 単 位 不 足
平成5年3月	568	434	134 [7]	6 [0]	128 [7]
平成4年3月	537	400	137 [6]	6 [0]	131 [6]
平成3年3月	520	398	122 [7]	8 [0]	114 [7]
平成2年3月	480	372	108 [2]	9 [0]	99 [2]
平成元年3月	481	380	101 [1]	14 [0]	87 [1]

注) [] 内数は社会情報学科相当分
年度の各々の値(卒業不可能生数)は過年度生の値である

表4-10 年度別休学者数

年 度	全学総数	内社会情報
平成4年度	23	1
平成3年度	16	1
平成2年度	17	0
平成元年度	18	0
昭和63年度	20	1
上記の累計	94	3

表4-11 年度別退学者数

年 度	全学総数	内社会情報
平成4年度	19	0
平成3年度	18	1
平成2年度	14	0
平成元年度	16	0
昭和63年度	19	1
上記の累計	86	2

(6) 成績不振者への対応

① 工夫あるオリエンテーション

学生への最初の講義の時のオリエンテーションで履修条件、単位取得条件の説明は、各教官レベルで行われている。学生は、それらの条件を了解して履修しているはずである。そこには、一定の汗をかくことと単位取得が相即的に要求されている訳であるから基本的には、学生自身の自発性、自己責任に任されることである。しかし、かつてのマスプロ教育以前の学生気質とかなり異なっていることを念頭に置くことである。過保護になる必要はないが、オリエンテーションを工夫することである。とりわけ専門科目が多くなる2年生へのオリエンテーションは、「標準履修モデル」などの本学科の具体的イメージが十分わかるように念入りに行う必要がある。

② 他学科に較べて非常に少ない留年生、休学生、退学生

可・不可評価取得学生の増大については、講義の通常の出席率が低い(20-30%という例さえある)という事実がある。クラブ活動一辺倒の学生(なかには、クラブ活動があるから本人が履

修した科目の受講ができないと発言する学生もいる)、それほどの苦勞をしないで就職ができるよい大学ということで学生の一部には勉学に対する安易さが見られる。

表4-9に見る限りでは最近5年間の社会情報学科の留年生(過年度生)は、相対的にかなり少なく全学の5%程度である。また同様に休学者、退学者は非常に少ない。数字で見るとよい成果と考えられる。しかし、最近の学科所属過程の学生の本学科志望倍率の低下は、無視することのできない課題を含み始めている。本学科としては、学生の本学科所属以前の対応策を考えることである。また、同時に本学科所属後も学生の自覚を促すあり方を考えることも必要である。この意味でも年度初めに学科の統一したオリエンテーションを行い、学生が科目の授業欠席のリスクと出席のメリットの実感できる対応策を考えることも必要である。

(7) 留学制度及び単位互換

① 海外への留学

本学は、語学系、国際交流委員会による留学制度があり、比較的他の大学より恵まれている大学である。本学科は学生が、海外への留学をすることに関しては、積極的であれと考えているが、特別な情報を提供する機会は学科として設けていない。当然であるが、学生各自の判断にまかせている。ただ相談があれば各教官レベルで対応しているのが現状である。表4-12に見るように最近5年間の実績は3名と少ない。

② 海外からの留学生の増加と学内の対応システムの整備

一方、海外から留学生の受け入れは、今後拡大すると思われる。学生に対して種々の啓発効果があり、今後とも基本的には、増加させていくことである。ただし、教官サイドの受け入れの体制の整備が必要である。一部の教官の負担増加、交換留學生のための経費などの負担増加などがあり、看過できない問題である。本学科の教官の拡充も進んで他学科並の陣容になりつつあるが、単位数の変化(6単位から4単位へ)などもあり、現時点では、教官負担が軽減されたとはいえない。このような中で国際化に向けて今後、増大する留學生の受け入れは、学内の教育・研究

表4-12 年度別海外留學生数

〈単位互換大学の学生を対象(短期語学研修留学を含む)〉

年 度	平成 元年度	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	左 累 計
全 学 総 数	3	10	3	7	13	46
内社会情報	0	2	0	0	1	3

システムの整備がポイントであり、今以上に強力な整備展開を行うべきである。この整備は、一教官の個人的労力、一学科の力量を越えるものである。

③ 国内について

なお、国内の他大学（例：北大）との単位互換については、現在当初期待したほど機能していないようであるが、今後とも継続、拡大の方向を考えるべきである。

(8) 検定資格の評価

① 検定資格試験

社会情報学科に関係する検定資格試験は、中小企業診断士、簿記、公務員試験、教員資格試験、情報処理技術者試験（例えば一種、二種、オンライン、データベースサーチャー、システム監査）などがある。さらに卒業後には一定の実務経験の後に情報処理技術者試験（特殊など）、また技術士などがある。これらについて在学中に獲得できる検定資格試験の合格に伴う単位認定については、現在のところ考えていない。また、受験するよう指導する機会は、教官各自が講義中で紹介することはあっても学科としては、現在のところ設けてはいない。基本的には、学生各自の判断にまかせている。相談があれば各教官レベルで対応しているのが現状である。

② システマティックな位置づけ

この検定資格は、[学科・講座の教育目標：人材像]、あるいは[学生の志望、ニーズ]→[標準履修モデル]→[検定資格試験（将来を含めて）の合格]→[対応する就職分野、卒業後の具体像]などとのつながりの中で、学生に提示、用意されていることが望ましいものと考えられる。上記のシステムは、学科の特色ある発展を目指す上で今後の重要な検討課題の一つである。

4. 授 業

(1) 授業内容の公表

① 卒業論文の概要の公表

ゼミナール協議会による「ゼミ紹介」、「教授要目」があり、それなりに内容が、公表されていると思われるが、必ずしも学生が十分に目を通しているとはいえない。より親切な内容公表があったほうがよい。例えばゼミ内容を分かりやすくする上では卒論の題目（できればアブストラクトをつけて）の表示の機会があってもよい。図書館にある過去の卒業論文の閲覧は、教官と一緒になければできない規則である。仮にこの制約が、解消したとしても年に一回（卒業時）の概要の公表があってもよいのではないだろうか。少なくとも学科の段階でできることが望ましい。

② シラバスの導入

シラバス（授業計画）及びこの導入の必要性については、今回初めて議論した。学科としては、導入を了解している。ただし、「ゼミ紹介」、「教授要目」、「シラバス」など似たようなものが、学内で複数作成されることになるので労力、利便性、省資源などからコンパクトに一本化するような工夫が必要であろう。

(2) 学科・系内及び学科・系間での授業内容の調整

学科間の調整については、カリキュラムの項目で評価したように学科の独自性から特におこなう必要がない。

学科内の授業内容の調整については、多少の調整が必要な場合（たとえば最小自乗法、線形計画法など）がある。同じ技法を説明する場合、文字・記号の相違、説明方法の相違が見受けられる。学生の混乱を招くことにつながっている場合がある。これらの点については、科目にもよるが、学科としての「共通した教科書的なもの」（シラバスより詳細なもの）を議論して将来作成することも一つの方法である。その手始めの一つとして、シラバスの導入による授業内容の詳細な公表が必要である。

(3) 授業内容の評価のシステム

授業内容の評価は、各教官各自で行っている。なかには、適宜学生アンケート調査の機会を作っている教官も見られる。学生の講義に対する評価を知るとは、教官の講義内容の向上に役立つ材料の一つである。学科としては、統一的な基本のフォーマットを決めて、科目別に「学生の授業科目へのアンケート調査（学生自身の履修姿勢を含む）」を実施することを検討していく必要がある。

(4) 教授方法の開発

① 積極的な視聴覚ツールの利用

これに関しては、各教官・科目によって大きな相違があり、教官自身によって行われているものである。教官によっては、視聴覚ツール（ビデオ、OHP、コンピュータなど）の利用を積極的に進めている。

参考資料の印刷・配布の量、回数については、教官によって異なるが、過去にあったように事務官のサポートが、一層期待したいところである。一部の教官は、相当量のプリントの配布もあり、教官の大きな経費負担となる場合もあることから学生の自己負担と予約制によっておこなっている。

② できれば必要な「自習書的なもの」

「標準履修モデル」、あるいは、「共通の教科書的なもの」とも関係するが、社会情報学科としての「自習書的なもの」（履修ターゲットがより明確なもの）の作成についても十分検討することである。

③ 学生の多様化と教育の工夫

一方、大学教育へのニーズも変化している。とりわけ国際化、生涯教育化などによる学生の多様化（昼間コース学生、大学院生、外国人留学生・大学院生、交換留学生、夜間主コース学生、社会人学生、社会人院生など）は、必然的に教育方法の多様化となり、各々に対応した教授法の工夫が求められている。以上と離れてまた、新しい方法の開発について言えば、実験講座である本学科は、複数の情報機器を稼働させて、実際に演習させたいことが、益々要請されている。現在の講義室、ゼミ室の機能では対応できない状態である（詳細はカリキュラムの項を参照）。現在、ゼミ室については、教官の希望により情報処理センターのLAN との接続が可能なることからそれなりの改善が進んでいる。しかし、効果的な教育の一層の促進のためには、講義室、ゼミ室の機能の向上（視聴覚ツールの導入）が強く求められている。これは、本学科の特性に基づくところもあるが、各講義室、ゼミ室の情報機能の向上は、本学科に限らない本学全体の課題とも言える。

(5) 学外講師の活用による授業

① 学外人材の活用

実社会の多くの人材を活用し、新鮮な実際的情報の学生への提供という点から非常勤講師の役割は、十分ある。しかし本学科では活用が不足している状態である。今後、積極的に以上のような非常勤講師の活用を務めることである。ただし、非常勤講師への明確な講義内容の提示（「講義要望項目」）が必要である。また、現在集中講義も少ないので今後積極的な活用を行うことである。授業の中で講師を呼んで講義をしてもらうことも学生へのインセンティブ（刺激）として心がけて行きたい。今後の効果的な活用により現教官の負担の軽減が、多少とも生じることになり、教育の多様化の面に時間を使えるメリットにもなり得る。

また、今後の重要な検討課題である「標準履修モデル」を充実させる点から現教官で対応できない科目については、非常勤講師を十分活用することで隙間を埋めることである。

② エバグリーン講座について

社会の実際的な業務、トピックス、ユニークな諸点について実務者から与えられる種々の情報は、学生にとって大変有益である。本講座が、単位化される予定であることは非常によいことである。ただし、従来と同様に単位取得に関係なく、部分受講ができる機会は残してほしい。また、

講師を本学卒業生のみ限定しないで広く人材を活用してもよいように思う。

一 般 教 育 等

1. は じ め に

(1) 一般教育の位置づけ

「大学」とは今日、若い知識階級の人々にとって社会的に保証された、いわば、唯一の精神的自由の場である。フンボルトのいう、大学生生活の本質、「孤独と自由」を清新な精神の持ち主がはじめて、しかも唯一度の機会として経験する施設である。精神の「自由」が広く学問研究活動にわたってその根底をなすことは論をまたない。

たとえ特定の専門分野の学問研究および教育を課題とする小樽「商科」大学といえども、人間が、自らについて、そして自らと他との織りなす諸々の関係、その舞台である世界について全面的、根源的な知 (Wissen) の営みに参加する場、すなわち「大学」であることは疑いない。

勿論、職業専門教育の必要なことは認められるし、またそのような教育によって社会参加への資格を得ることが大半の学生諸君の入学の前提であろう。しかし彼らは今はじめて、生涯で唯一度の機会に恵まれ、これまでの断片的で脈絡に乏しい知識の収集とその無条件な鵜呑みという機械的な勉学から離れ、自らの精神を自らの意志によって働かせ、世界を精神的に把握し、認識しようとする冒険に旅立ったばかりである。彼らにとっては、専門、一般教育の区別なく、これが新しい学問・発想法との遭遇となる。ややもすると、「一般教育」科目は高等学校で学んだことの繰り返しと誤解されがちであるが、かりに当該学科目に高等学校の科目と同一の名称が付せられていようとも、その内容は全く異なる。専門家が講ずる方法論の確立した統一性のある理論、教説なのだ。

知の全体系の中には専門教育、一般教育の区別はない。これはそれぞれの学校施設の重点の違いを示す便宜上の区分でしかない。従って、大学本来のあり方から言えば、専門教育が一般教育の上に立つ等という愚かしいことはあり得ない。従って、若い学生諸君は一般教育科目に対する不当な、しかも根拠のない「軽視」を捨てて、世界の知的探求という本来の目的を再確認し、世界の多様性を窺い知るためにも、「専門教育」科目に埋没せず、それぞれが方法論を異にする自然、人文、社会科学の諸科目と真剣に取り組むべきである。将来、職業人となり独力でこの知的探求を継続する際の強力な武器となるのだから。それが一般教育科目の実用性である。

一般教育の科目には大人数の授業が多いが、基本的には全学を拘束する時間割の制約（たとえば、履修者数が判明してから改めて新しいクラスを開講することが、時間や教室の点で無理なことがある）と、単位認定の難易を尺度に科目を選択する学生諸君の傾向から生じている。しかしながら、基本的には一般教育担当の教官全員が自らの課題を果たすべくそれぞれに努力しているのである。また学生との直接的な接触による教育の充実を考え、一般教育担当者は自らの専門に

関して講義以外にもゼミナールを開設し、学生側からのフィードバックを求める方向で改革が進行している。

組織については、現状では「大学設置基準の大綱化」なる法令改正で「一般教育」担当者の所属すべき部局は曖昧なものとなったが、本学では従前から学内措置により「一般教育系」なる準学科部局が存続している。しかし早晩、いかなる形となるにせよ、教官の所属すべきセクションが決定されねばならない。現状は、当該教官にとって不安定で、奇妙な浮遊感の中にある。現在、これまでの「一般教育」のあり方を徹底的に改革し、共通大講座の設立を目指して努力がなされている。

(2) 保健体育の位置づけ

本学における保健体育科目は、専門科目と直接の関連性がない。しかしながら、保健体育科目はすべての人々にとって「共通の課題」であり、生きる目的を教授するのではなく、毎日の生活の資源である「人間の基本的問題を扱う領域」である。週1～2回の保健体育での知識と技能の習得に終わることなく、健康的な生活習慣を身につけることに主眼をおいた理論および運動処方的な実技指導等が必要である。すなわち、若いうちから適度な運動、健全な食生活、ストレスのコントロールなどの健康的な生活習慣を身につけることは肥満、高血圧症、心筋梗塞などの成人病の予防にもつながる。

近年、国民全体が自分の健康に対する関心が高く、健康な人がより健康になろうという気運が高まり、より積極的な健康志向（自分の健康は自分で築く）へと進んでいる。そのためにも、健康への正しい知識が必要となってきている。最近では、定年延長と人手不足の時代に、厳しい企業競争を克服するには『仕事よりもまず健康』という意識が一般企業経営者に浸透してきている。こうした一方において、若いときからの運動不足による足腰などの身体機能の低下（体力低下）による日常生活への弊害をもつ人々が多くなってきている。したがって、病気や不健康は、社会や職場への多大な損失をきたすため、科学的に裏付けられた積極的な自己健康増進活動能力を体得する必要がある。

以上のことから、本学における保健体育は『好きだから運動する』、『嫌いだから運動しない』、『やりたい者だけやればよい』という個人の次元の問題ではないことが明らかである。国や地方自治体および企業が健康増進のために巨額の資金を投じているのに、一部では本学の体育を必修から選択に切り替えるのがよいとの意見が見られる、これは社会全体の流れに逆行することになる。

我が大学から、学問の最高学府を出た者にふさわしい健康に対する正しい理論と実践力を持ち、さらに自己健康管理能力をそなえ、いつまでも健康の増進に自ら自主的・自発的に取り組むことにより、その知識・能力を十分に社会に還元することのできる、心身ともにバランスのとれた有能な市民としての人材（学生）を送り出すことが可能であり、かつ必要であることを本学の積極

的特徴とすべきである。

(3) 教員養成教育の位置づけ

教員養成教育のカリキュラムは3つの柱から構成されている。一つは教科に関する科目であり、生徒が習得すべき知識や技能に関するより深い専門的知識や技能である。本大学の場合は主として各学科の専門科目あるいは教科（英語）に関する科目がこれに該当する。また、教師は専門的知識をもっているだけではなく、それを生徒の成長にとって意味あるものとして伝達するための知識や技能をもちあわせていなければならない。これを主として担っているのが、教職に関する科目である。しかし以上の二本の柱だけで教員養成教育が充分とはいえない。というのもこれらはいずれも専門的であり、個別化と分化がすすんでいるからである。他方いま求められている教師はけっして専門化された人間ではなく、常識をもった一人前の社会人である。したがって専門的な知識や技能がひとりの人間のなかで総合化される必要があるからである。幅広い教養をもった人間によってはじめて、その専門化された知識や技能も現場で活きるのである。この幅広い教養を基礎として、専門化された知識や技能も初めて教育力となるのである。したがって教員養成教育において一般教育は3つめの柱となると考える。もちろん一般教育は直接教員養成を目的としているのではないので、内容が教員養成に規定されるわけではないが、幅広い教養をもった社会人の育成という点で、教員養成に貢献していると考えられる。

現在大学設置基準の改正によって専門教育科目と一般教育科目の区別が廃止された、それに伴い本学でもカリキュラムの見直しが進んでいるが、教員養成教育においては一般教育の意味は減じているどころか、増大していると考えている。

2. カリキュラム

(1) 一般教育科目の授業科目と配当年次

一般教育授業科目の配当年次は基本的には1または2年次である。授業科目とその配当年次を表4-13に示す。

平成5年度の一般教育科目配当年次は、1年次配当科目14科目、2年次配当科目3科目、1、2年次配当科目1科目となっている。開講科目18科目中約8割が1年次に集中している。一般教育科目の配当年次が1、2年に集中していることが、一般教育科目を専門教育の基礎と見る傾向を強めている一因であり、学生も一般教育を専門教育の準備的段階と見がちで、やや軽視の傾向があるが、これに対しては是正の努力がされるべきである。現在、教育課程の再編に向けて、このような状況を改善するために検討がなされている。

表 4-13 一般教育授業科目表

区	分	授	業	科	目	単	位	数	配	当	年	次	開	講	期	備	考
(1) 一般教育																	
人文科学系	哲	倫	心	歴	学	学	学	4		I	通	年	年	年	A・B 2 クラス A・B 2 クラス 非開講 非開講 非開講		
	理	史	学	学	学	学	4		II	通	年	年	年				
	日	本	文	学	学	学	4		I	通	年	年	年				
	英	文	学	学	学	学	4		II	通	年	年	年				
	ド	イ	ツ	文	学	学	4		I	通	年	年	年				
	フ	ラ	ン	ス	文	学	学	4		I	通	年	年	年			
中	口	シ	ア	文	学	学											
社会科学系	社	会	学	史	学	学	4		I	通	年	年	年	A・B 2 クラス			
	社	会	学	史	学	学	4		I	通	年	年	年				
	教	育	治	学	学	学	4		I	通	年	年	年				
	政	学	治	学	学	学	4		I	通	年	年	年				
	社	会	学	史	学	学	2		I・II	夏	期	集	中				
自然科学系	物	理	学	学	学	学	4		I	通	年	年	年	A・B 2 クラス A・B 2 クラス 非開講			
	化	物	学	学	学	学	4		I	通	年	年	年				
	生	物	学	学	学	学	4		I	通	年	年	年				
	自	然	学	学	学	学	4		I	通	年	年	年				
(2) 体育系科目																	
保	健	体	育	理	論	2				前	期	年	年	A・B 2 クラス			
体	育	実	技	I	2		I	前	通	年	年	年					
体	育	実	技	II	2		II	前	通	年	年	年					

3. 履 修

(1) 小人数教育対大人数教育

① 現 状 認 識

平成 4 年度から本学の改組が行われ、昼間コースの定員が 505 名と増員されたため、大人数教育問題が深刻化してきた。平成 5 年度の履修状況を見ると 1 クラスの履修者数が 300 名を越す科目は 5 科目で、3 科目の少人数クラスを除くと、一科目の平均履修者数は 265 名（受験者数の平均は 207 名）である。

② 講 義 室 の 確 保

本学の講義室で収容人数の多い、いわゆる大講義室は少なく、大きい教室は収容人数が 338 名、324 名、247 名、182 名、180 名の 5 室である。大人数を一度に教育することは、きめ細かい指導を

行うことが難しく、私語が多くなりがちであるなどの理由から学生の勉学意欲を失わせる等の問題が生じ好ましくない。化学、生物学などは履修者数がほぼ 500名であり、この人数を一度に収容できる教室はない。大人数教育を避けることも考慮して、履修者をほぼ 2分して約 250名とした A、B 2クラスで講義を行ったり、そのうちの 1クラスはいわゆるゼミ形式にするなどの工夫が行われている。

③ 教官の負担と確保

A、B 2クラスの講義は、当然教官の負担増となる。特に前者では、試験を 2クラス同時に行うため、進捗状況を同じにする、小テストなどの練習問題も同じものを出題するなど同一内容の講義を行わなくてはならず、細かい配慮が必要となる。また、非常勤講師の確保もそれだけ難しくなる。

大人数教育の問題は必ずしも一般教育科目のみの問題ではないが、一般教育が 1、2 年次学生全員を対象として開講されており、主として自学科に所属する学生を対象としている専門教育に比べ大人数教育となってしまうことは必然的に避けられない問題である。少人数教育を実現するためには、科目設定、授業時間割上の工夫、新科目の導入等の他、学生の科目履修方法の再検討といった改善策が必要である。

(2) 通年制対学期制

現在の一般教育科目は、授業科目と配当年次に示したように、保健体育科目、社会科学特別講義 I・II を除いて通年 4 単位科目である。通年開講は、時間を十分に使って幅広く、内容の濃い講義とすることが可能ではあるが、科目数が制限を受けることになる。現代は文明の急速な進展と分化により、学問領域がますます拡大してきている。社会の要請にマッチした人材を育成するためには、広い分野の知識を教授することが必要である。また一般教育でも、日本国内のみならず、海外の大学で習得した単位を本学の一般教育の単位として認定することが必要となる時期が遅からず来ると考えられる。

現在、本学では一般教育の改革が進行中であるが、このような理由から一般教育の講義は原則として半期、2 単位科目とする方向で検討が進められている。

(3) 履修指導及びオリエンテーション

平成 3 年度まで入学直後のオリエンテーション合宿において、教養科目の代表教官が大学における一般教養の位置づけについて、一年次学生全員を対象に 30 分程度の解説を行っていた。個々の科目を相互に関連させるような具体的な指導にまでは及んではないので、選択指針として役立っていたかどうかは判断しにくい。平成 4 年度からはこの合宿は廃止となり、かわってクラス単位 (40 名から 60 名) で簡単な履修指導を行っている。

個々の科目ではその教授内容に応じて、講義のはじめに相当のオリエンテーションをしているものが多く、履修届の締切までに日時の余裕もあるので、選択や勉学の指針についてある程度の参考になっていると考えられる。

一般教育系では現在ゼミを担当していないので、その指導やオリエンテーションはしていない。一般教育系の科目は、自然、人文、社会科学、及び体育とその内容の分野が非常に広範囲であるので、教授要目の様式やスタイルもまたさまざまである。これが十分な参考になっているかどうかは、判断しにくい。しかし、スペースなどはやや不十分ではないかと思われ、改善の余地がある。

(4) 成績不振者への対応

① 最近の留年学生数の変化、

1年次から2年次の段階で留年した学生は、平成4年度12名、平成5年度11名でそれぞれ2.4、2.2%である。この数は平成2、3年度よりやや少ない。しかし、2から3年次の間では合計が平成4年度91名(9%)、平成5年度71名(7%)と増加している。

② 留年の原因で多いものは、勉学意欲の低下がほとんどであろう。その中で一般教育に関して課題となっているものは、とりたてて見られない。したがって、一般教育系として統一的な対策は特別にはない。欠席率が高い場合には単位取得の出席条件をあらかじめ科すことがある。出席カード、レポート提出も一部の科目では行っている。

4. 授 業

(1) 授業内容の公表

授業内容を学生向けにあらかじめ公表することはそれぞれの科目で教授要目などで行われている。特段に詳しい内容を公表すべきかについては、論議したことがない。これは教授要目が学生にとって十分にわかりやすいものであるかどうかを、評価したことがないからである。オリエンテーションの意義、方法と関連する事柄でもある。公表の機会、方法については現在慎重に検討中である。ゼミについては一般教育系で担当していないので、自主ゼミを開く場合のほか一般に内容の公表などはない。

(2) 学科・系内及び学科・系間での授業内容の調整

ドイツ文学(毎年開講)を除いて、外国文学(英文学、フランス文学、中国文学、ロシア文学)の担当は、系内あるいは学科間でローテーションの調整を行ってきた。保健体育の系では、

その講義部分（保健理論）において、平成4年度から体育教官が加わることとなり、内容の密度を高めかつ重複を避けるために従来担当の保健管理センター教官と協議調整をおこなっている。そのほかでは科目の独自性があるため特別の調整はしていない。現在、商学科の要請により心理学担当教官が商学科の産業心理学を講義している。

また、卒業論文の作成に当たってテーマに一般教育の科目と関連性がある場合は、専門ゼミ担当教官の要請によって、補助的な指導をおこなう事がある。さらに、将来的にはいくつかの一般教育系科目と他学科間での調整の必要性が生じてくる可能性がある。

少人数教育の試みとしては、自主ゼミが行われてきたが、単位（卒業単位にふくめるか）のうら付けがなかったため、広く推し進められる状況にない。ゼミ教育のニーズには、一般教育担当教官の指導による卒業論文の作成を希望する学生がいたことを考えると、このような可能性も検討すべきではないだろうか。

(3) 授業内容の評価のシステム

① 授業内容が良いか悪いかをどこで判断しているか。

授業内容の理解度を判断するために、自然科学系ではおもにアンケートや小テストを利用している。社会・人文科学では感想文、最終的にはやはり論文で理解度を判断することになる。このようにして、同時に授業内容の良否を判断することが、過半の科目でおこなわれている。

② 学生の理解のためいかなる工夫をしているか。

どのような科目においても学生の興味には、個人差が多かれ少なかれ見られるものである。理解を高める方法として、テーマの設定が大切である。学生にとって興味があるテーマを取り上げるのも一つの方法である。そのほかレジュメに沿って学生自らが進行の度合いを確認すること、小テストとその丁寧な解説を行ったり、また一部では少人数による討論を組み込んだ展開をしている。

③ 学生による評価を試みているか。

学生による評価には共通した一定の形式での方法はないが、自由感想文、アンケートなどによる疑問点、批判点の調査が主体となっている。評価基準はまだ行っていない。

④ 学生による評価の必要性。

学生による評価が必要と考える者が過半数であると思われる。反面では、学生の安易な判断をそのまま評価の材料に取り入れることには疑問を示す者も多い。例えば、ただ単に講師の声の大きさや、善し悪しの好みのような、やや些末な判断基準のみで評価されるべきではない。シラバスを作成することが適当な科目においては、それを利用して教官と学生が相互に確認できる方法

が望ましい。

(4) 教授方法の開発

① 視聴覚ツールの利用

視聴覚ツールは使い方によっては非常に効果が高いと判断され、これは実際半数以上で利用している。しかし、スクリーン、ビデオ機能のない教室では不可能であるし、マイクの音割れ、スライドの操作性、OHPのスクリーンなど、機器類の動作環境がまだよくない。必要と考える範囲で、資料、図表、文献を配布しているが、あまり大事に利用されないこともある。社会、人文科目（歴史学、社会学、社会思想史、日本文学など）においては、A、Bのクラス分けのうち一クラスを比較的少人数として、ゼミ的に進めている。そこでは当然何らかの形（演習、論文、レポート）で発表させる方法を取っている。この方法を発展させることが、参画型の授業となる。ただし、自然科学系の科目（化学、生物学）では、ABクラスを設定してもなお大人数であり、時間的、指導人員の面から本格的な演習や発表型の授業は、現状ではほとんど不可能である。

② 演習のあり方

教授方法の検討、工夫、導入としては、自然科学系（生物）でウニの発生の観察実験のようなユニークな機会を設定してきた。また、参考資料の配布、参考書の紹介は科目によっては積極的に行っており、トピックスについても学生の興味を引き出すのに有効なテーマであり実践している講義がある。

授業の進行の度合いをチェックするには小テストは有効であり、化学でこれを行っている。物理学、歴史学、社会思想史などではクイズを導入している。

(5) 学外講師の活用による授業

特定の科目として政治学を通年で一人の講師が担当している。政治学は社会科学系で必須な基本的科目であり、本来なら定員化されるべきである。

夏・冬の集中講義としては、体育実技のうち、水泳（前期）、スキー（後期）を学外講師とともに実施している。

「エバグリーン講座」は、本学独特の講義方法で、さまざまなメリットが考えられる。なかでも社会科学と実業に対するオリエンテーションの意義が大きいと思われる。これは広い意味で基礎教育といえるが、一方では高度な応用科学的な内容を含むので、いわゆる一般教育としてはやや異質な面がある。全体的なカリキュラムでどのように位置づけるか、内容とともに検討してゆくべきである。

1. はじめに

(1) 本学の語学教育

本学が小樽高商以来その外国語教育の重視において広く知られ、また実用英語の分野ではトップレベルの教授陣を常に擁していた。新制大学移行も英語を必修とするなどこの伝統は保たれてきた。「国際化」が大学を含め日本社会のキーワードとなった現在、省令施設の言語センターとして平成3年10月に改組できた背景には、外国語重視の伝統と「国際化」を単なる掛声だけに終わらせてはならないという二つの志向があったと言えるであろう。

さて、言語センターの外国語教育の基本方針とは、「せめて英語だけは」という数十年来の旧態依然で消極的な発想から脱却し、英語に加えてさらに大学において初めて学習を始める外国語をも習得させるよう導いていき、そのように学生たちを目覚めさせることにある。言い換えるなら「英語さえできれば国際人」式の発想の錯誤を理解させることである。二十歳前後という学習者（学生）の年齢を考えるならば、英語以外の外国語をひとつ習得せしめることは奇跡や不可能事ではない。英語しか話さない、あるいは英語しか話せない日本人（ビジネスマン）というイメージができてつつある現在、本当の意味でのバランスのとれた「国際化」というものを考えるならば、英語と平行してそれぞれの選択した初修外国語を学生に習得させるよう取り組むべきであることは論を待たないだろう。だが同時に専門教育での英語の必要性が圧倒的なことを考えるならば、英語能力の全体的底上げを常に追求しなければならないことも忘れてはならないだろう。

そしてさらに、外国語教育について、大学における言語教育という視点から考えてみるならば、母語である日本語の錬磨という側面も見逃せない。長年学習してきた英語の能力をさらに発達せしめ、これらに加えてさらにあと一つの外国語を習得せしむるよう努めていく。これらの三つの側面がうまく結合してこそ、これからのさらに加速する「国際化」に対応できようし、あるいはさらにはそれを推進していく側に立つことができよう。

専門との関連性というものが有機的なものとして可能であればよいであろうが、言語（外国語）の習得を目指している段階においては、コミュニケーション能力を中心にしたバランスのとれた語学能力の涵養が重要であるから、性急に実用性や速効性を求めてアンバランスに陥らないように配慮しなければならないであろう。

2. カリキュラム

(1) 授業科目と配当年次

「大綱化」以降、この点に関して各大学がそれぞれの事情に応じて自由に工夫し始めたことは誠に結構である。それぞれの学科や科目に不可欠な段階性を最大限に尊重しつつ、しかし同時に学生の多様なニーズにも柔軟に対応しうるカリキュラム体制を求めべきであるとすれば、「配当年次」の固定化はしばしばこれに対する阻害要因とならざるを得ないであろう。

「外国語科目」についても、どの学年からでも、どの段階まででも、自由に履修出来るのが本来の姿であろう。それは将来の目標としても、現に事実上の「特進」が既に一部で実現している（2年次生の「短期語学研修」による「英語Ⅲ」の単位の取得＝これまでは「ニューヨーク州立大学バッファロー校」のケースのみ）わけであるから、とりあえず可能な部分で「特進制」を推進する形で自由化を進めてみてはどうだろうか。この関連で様々の学外の検定資格を本学の評価基準として活用することは極めて重要な検討課題である。

またこの点についての「一般教育科目」「外国語科目」「専門科目」相互の関連についていえば、「平和共存」のルールさえ守られれば、いかような「相互乗入れ」も何ら問題は無いと考える。むしろ「配当年次」についての固定的発想は「柔軟な」カリキュラムの構想を妨げる点でかえって有害無益である。ちなみに、「大綱化」に伴う大学改革の語学教育面での一大トレンドは、4年間一貫教育（必修単位の扱いは様々）である。システム無しには外国語教育がその真価を発揮し得ないことがようやく大学レベルでも真剣に受け止められ始めたわけである。そしてこのようなシステムティックな外国語教育も、まさに多様性を許容するカリキュラム体制の下でのみ実現可能なのである。

(2) ゼミナール教育の位置づけ

昭和59年度から商業教員養成課程にゼミナール（英語関連）が開設された。当初は中学・高校の英語の免許を取得し、教員になる卒業生が多かったが、近年は教員ばかりでなく、英語を活かした職業、例えば航空会社、旅行社、日本語教師などを選ぶ学生も増えてきている。そのため、「教員養成課程」とはなじまない側面も出てきており、組織・制度面での変革もしくは整備が必要な段階にあるかも知れない。英語の力を徹底させるためにゼミナールは有意義であると考えられる。

(3) 各学科系のカリキュラムの相互関連性

教育目標・理想を見極めたうえで、その目標・理想を目指して、各学科・系が連絡や意見交換を密にし、専門・一般教養を問わず、1年次から4年次、卒業まで一貫した教育が行うことができるように相互協力の体制を築き上げることが以前にもまして重要になってくるであろう。

3. 履 修

(1) 少人数教育対多人数教育

① 言語センター

科目の性格上、本来1クラス20名以下が望ましい。コミュニケーション能力の養成を中心とする外国語教育の重要性がますます叫ばれている今日、この目標実現に向けて努力すべきである。しかし中間的目標として当面1クラス30名を目指すのが賢明であろう。しかし誠に残念ながら、現状は各言語系の履修状況によりまちまちで、20~30名のところもあれば60名以上のところもある。履修者の志望を絶対的に尊重し人為的調整も一切加えないという考え方もあるが、本来少人数教育が望ましい「外国語教育」において、あまりに極端な人数の偏りは学生の「公平に教育を受ける権利」を侵害する恐れもある。「非常勤講師の増員」による対応も便宜的な解決に過ぎない。

外国語教育の死命を制するもののひとつがクラスサイズである。上記の問題点の多い現状を踏まえつつ、本来の姿の実現に向けて、今後とも言語センター内で議論を積み重ねて行くべきであろう。

② 全 学

しばしば指摘されるように、「ゼミ」を別にすれば、本学の教育全体において大人数教育の占める割合が大きすぎる、という事実は否めないであろう。また「ゼミ教育」が3年次からというのも手薄すぎるとの指摘もよく耳にする。こうした事情を背景にすでに7~8年も前から『初習者ゼミ』（新入生ゼミ）が提案されており、これを出来る限り早期に開始すべきである。要約・作文・発表・文献検索等の訓練、教師や他の学生との人間的触れ合いや切磋琢磨を通しての大学への定着等々、その積極的効用について議論の余地は無く、3年次からの「ゼミ教育」に対しては広い意味で入門ゼミの機能を果すであろう。一般教育が中心になり全学的な協力態勢を作るべきである。

(2) 通 年 対 学 期 制

① 言語センター

外国語科目は、学習効果の上で集中性が極めて重要である。従って可能な部分について通年制を学期制に切り替える試みは極めて貴重である。すでに短期語学研修者には実質上前期集中を容認しているわけであるから、他のケースについても前向きに検討すべきである。例えば、各言語系のⅡの1コマ履修者は、2コマ履修者と一緒に履修させ前期集中にするのが学習効果上極めて合理的である。また週1コマであるⅢも同様に時間割とスタッフの点で可能であれば実施すべきである。いずれにしろ「外国語学習」において週1回というペースは非効率的なので、とりあえ

ずこの部分で学期制を活用してみるべきである。

② 全 学

専門諸学科で実施している「半期制」が、教師・学生にとってそれぞれどのような長所・短所を持っているのかについて、今後とも引き続き追跡調査を重ねて行ってはどうであろうか。漏れ伝えられる評価がかなりまちまちだからである。

(3) 履修指導及びオリエンテーション

① 言語センター

今年度（1994年度）から新入生の外国語科目の選択プロセスを変更することにした。入学直後に「オリエンテーション期間」を設け、十分な情報をもとにじっくり考えたうえで選択させることにしたわけである。事前のアンケートによって機械的に振り分けていた昨年までと比べると、より履修者の希望に即したものとなることが期待される。「大綱化」以前に半期のオリエンテーション期間を設け、多面的な言語の紹介と人工言語教育 [= コンピューター教育] が集中的に行われている慶応大学SFC [湘南藤沢キャンパス] は特例としても、以前からしばしばオリエンテーションの必要性は指摘されており、現に少なからぬ大学でその導入を検討しているようだが、国立大学での実施例は大阪大学（1カ月間）等数えるほどしかなく、本センターの試みは道内はもとより全国的にも先端的ケースとなるう。

② 全 学

新カリキュラム体制になったことでもあるし、2～3年生を対象にアンケートで追跡調査を試みてはどうだろうか。履修指導上有益な情報が収集されるものと思われる。

(4) クラス制の効果

平成4年度から英語のクラスを基にしてクラス制が導入されたが、まだ2年しか経過していないので、その効果を見極めるのは難しい。入学時のオリエンテーションには重要な役割を果たしている。また、積極的な活用を図っているクラスも見受けられる。いずれにせよ、もう少し時間をおいて今後継続的に追跡調査を行い、実態を把握することが必要である。

(5) 学科所属制度と転科問題

現行の制度で格別の問題点は見当たらないが、今後カリキュラムの改正等が進行すれば、振り分けの際の評点、また、入試方法とも関連して見直さなければならない問題も出てくるものと思われる。転科の問題も、現行通り、原則としては転科は認められないが、一定の条件の下に多少は認める方がよいのではなかろうか。

(6) 成績不振者への対応

成績不振者が出る背景には、中高校を含めた教育制度、入試制度なども考えられるが、それ以外にも全体的な学力の問題やクラブ活動等との両立の問題など、さまざまな要因が考えられるので、原因を見極めることが先決であり、その上で、対策を講ずる必要があると思われる。

特に、再履修者の処遇の問題は急務である。科目によっては同時履修を認めずに段階性を徹底してはどうか。また、問題に即した教育を行うために、再履修クラスの設定も考えてよいのではないか。さらに、チャンスを増やすためには追・再試を制度的に実施した方がよいと考えられる。

(7) 留学制度及び単位互換

① 言語センター

短期・長期の留学制度が整いつつあることは、言語センターの教育への刺激材料として誠に喜ばしいことであるが、これを将来とも定着・発展させて行くには、教育理念と実務のレベルでの調整が進められるべきであろう。理念の面について言えば、言語センターの外国語教育をコミュニケーション能力に留意した総合的なものにして行くことにより、現地での研修との有機的な関連性を形成して行くべきであろう。実務面では、語学研修に対する各言語系の単位の認定基準を調整して行くべきであろう。これは、留学制度そのものがまだ試行錯誤の段階にあるので、時間をかけて進めて行くべきである。

留学生の受け入れの面では、今後「日本語教育」の問題がますます言語センターに重くのしかかって来よう。そろそろ本学のキャパシティに見合った留学の規模を見定める時期に差し掛かっているのかもしれない。いずれにしろ、留学生受け入れの成否は「日本語教育」の充実如何に大きく左右されようから、その意味において学則はじめ制度面の整備をも急ぐべきであろう。遅ればせながら、本学では平成6年度より、「日本語（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」「日本事情」の科目を新設し、体制整備にとりかかった。

② 全学

留学生の受け入れについては、経験を重ねながらルールを一つずつ作って行く以外にないだろう。生活上・勉学上の使用言語は日本語を基本とし、必要に応じて他の言語を併用して行くべきであろう。

留学生の生活上の支援態勢の強化についても全学的に取り組む必要があるだろう。

(8) 科目等履修生の受け入れ

外国語科目の場合、履修生の受け入れは、クラスサイズなどの問題もあるので、難しいと考えられる。しかし、可能な限り受け入れる方が、他の学生の刺激材料にもなるので、積極的に検討

する意義があると思われる。

(9) 検 定 資 格 の 評 価

大学が自らの主体性を失うことなく学外の諸水準を尊重・活用することは、大学のよりオープンな、社会の中での発展という観点からも極めて重要なことであろう。とりわけ、言語がコミュニケーションの道具としての性格をますます強め、また外国語を学習する機会がますます多様化している現代において、大学の外国語教育が学外での学習と共通の基盤を模索するのは当然のことである。この意味において内外の検定資格を大学の評価基準に取り入れて、履修・学習・教授上の一般的通有性を高めることは、相当の生みの苦しみを伴うにしる、長い目で見れば大学の外国語教育の水準を押し上げ、さらには大学全体の水準上昇の活力源となるであろう。

このようなシステムが徐々に定着を見て行くなれば、「配当年次」の自由化や「特進制」も日常茶飯のこととなるであろう。

4. 授 業

(1) 学科・系の教育方針と授業内容の関連性

言語センターの教育方針は設立以来「コミュニケーション能力を中心としたバランスのとれた語学運用能力の育成」として一貫しており、各語系ともこの方針の実現を目指すべく教育方法の改善に取り組んでいる。では「バランスのとれた語学運用能力」とはいったい何か、おおよそ「話す、聞く、読む、書く」の四能力の総合的活用能力と考えられるが、その実践の枠組みとして本言語センターは1年次週3コマという授業体制を提起し実施してきた。しかし具体的には、クラス規模のばらつきや、外国語不適應の学生の存在など、必ずしも四能力のバランスをとる方向性を貫くのが困難な場合も見受けられるようである。2年次、3年次に関しては、学生自らが弱い部分あるいはさらに発展させたい部分を選択的に補えるように授業内容がアラカルト形式で提供されている語系があるなど、工夫がなされている。さらに、最近では具体的なシチュエーションでのパフォーマンスを重視し、その実践としての授業も登場してきており、学生にも好評である。

伝統的な教育からパフォーマンス理論まで、語学に関する具体的な教育方法論とその実践については現在百家争鳴の状態といえる。従って、言語センターの授業内容というときは、単にテキストになにを使っているのかだけではなく、教育方法の実験という側面を考慮せざるをえないのが現状であり、日本人教師と外国人教師によるチームティーチングまでも射程に入れた、様々な実験的試みを積極的に展開させていくべき時期にきているようである。

(2) 授業内容の公表

本学では、学生が授業を選択する際の判断材料になるよう「教授要目」によってあらかじめ授業の内容を公表している。だがその内容は各教官にまかされているためかばらつきが見受けられる。昨今話題となっているシラバスという統一された形式で、授業進度まで含めた詳細な授業内容の公表がなされるならば、あらかじめ公表された内容（進行表）と実際の授業の進み具合を比較することにより自己評価の一助とすることもできるであろうし、意欲ある学生には学習計画を立てる上で大いに参考になるだろう。

しかし、どの程度まで公表するか、あるいは公表が可能かという問題は残るであろう。というのは実際の授業は、すでに書かれた一冊の本の目次をたどるが如く整然とあるいは淡々と進むものとはかぎらないし、また公表した内容通りの進行が授業そのものの良し悪しを決定するわけでもない。公表の下限と上限については慎重に検討されるべきであろう。

(3) 学科・系内及び学科・系間での授業内容の調整

この問題について言語センター内での調整については、大まかな枠組みでみれば順調に推移してきたといえるだろう。しかし、学科・系間の調整となると、全学的にみて、昔からその必要性が叫ばれながらうまく行われてはこなかったようである。学科・系の独立性がその大きな障害であるかと思われるが、言語センターとしては、専門課程でのゼミナールでは英語の使用が圧倒的であることや、スタッフの専門領域との関係で一般教育系の文学系の講義への協力など従来から多少なりとも調整に近いことを行ってきたと自負している。

専門教育での道具としての外国語と語学教育での人間形成まで視野に収める必要のある外国語、両者が学生の中でうまく連関することが一番望ましいのであるから、言語センターとしては従前よりも増して他学科・系との意見交換を進め、授業内容にできる限り反映させていきたいと考えている。

(4) 授業内容の評価のシステム

① 学生による評価

教育機関としての大学にとって、次代を担うべき学生とその知的・人間的自立を促す教師との教場における活発な相互作用が何よりも大切である。しかし個々の授業においては、教師が内容・方法・評価等について決定権を持ち、学生はそれに服さなければならない。しかし学生が、折りに触れて、あるいは授業の全行程終了後に授業全般（内容・方法・評価等）について率直な意見を表明する機会を持つことは、教師の今後の授業にとって極めて貴重な参考材料となろう。こうして「授業」という最も重要な大学の営みを介しての、教師と学生の相互作用が実現されるはずである。これを媒介するアンケートは、もちろん参考するに足る普遍的・合理的な枠組を備えていなければならない。

特に本学は大人数授業が多いし、また最近の学生はますます自分の意見表明に臆病になっている嫌いもあるので、よりよく意見を反映させるこうした仕組み・工夫はますます大切になって来よう。

危惧されるような無責任な反応は案外少ないものである。問題は平生からの信頼感次第で、むしろ教師側の体面意識が最大の障害物かもしれない。

わけても外国語授業では、「学習者」がコンセプトの上で中心的な位置を占めるので、絶えざるフィードバックの試みは不可欠である。

② 教師間における評価

相互に授業参観をし批評し合うことは、有益な刺激剤として大学全体の活性化につながるだろう。

③ 大学としての授業評価

大学全体で独自の枠組を作って、自ら、ないしは第三者機関に委嘱して授業評価を行おうという意見がある。専断的人事管理がまかり通っているところでは、これは確かに危険この上ないであろう。しかしながら、大学が理念を持った組織体として共通の目標を達成しようとするとき、この目標達成を期した最も重要な営みの単位を成す「授業」が、一定の基準の充足を求められるのは当然のことであろう。しかしこれは、上からの管理というよりは、本来自ら設定した基準による自主管理・自己規律という主体的性質を失うべきではないだろう。

(5) 授業方法の開発

現代の外国語授業では、段階の如何を問わず、また実施機関の如何を問わず、コミュニケーション能力を全く考慮しないというわけには行かないだろう。そして学習目標の中でこの能力の占めるウェイトが大きくなるに従って、授業方法上の多様な工夫がその死命を制するようになるであろう。この意味で、言語センターとしても、授業を絶えず改善・向上させて行くために、率直に意見・情報を交換し、大小を問わずあらゆる授業改善プランを尊重ないしは支援して行く協調・協力体制の早期の確立が望まれる。その前提は、現代の外国語教育には、システムが、そしてそれを支えるチームワークが不可欠である、という基本的認識である。有機的協力体制からしか学習者の知識・技能の有機的総合化は実現しないからである。

ところで、教場そのものにおける教師間、とりわけ日本人教師とネイティブスピーカーとの協力による授業がいわゆる「チームティーチング」である。この授業形態は、言語コミュニケーション能力への効果的な導入方法として、我国では中学・高校を中心に高い評価を獲得しつつあるが、大学レベルでも、特に初習外国語のコミュニケーション教育への大きな効果に期待が寄せられており、すでに幾つかの大学が試行的に開始したり、定着過程に入りつつある（一橋大学等）と伝

えられている。本学としても、試行的な経験からしても学生の評価も高く、準備次第ではかなりの効果も期待できそうなので、そろそろ恒常的な実施を図る時期に来ているのではなからうか。

チームティーチングのメリットとしては、(1)日本人教師とネイティブスピーカーが手本となるシチュエーションを簡単に演ずることができるので、コミュニケーションな雰囲気醸成が比較的容易であること(もちろん入念な打ち合わせが必要)、(2)言葉のトラブルを臨機応変に取り除き(日本人教師がネイティブと学生との間のトラブルを取り除き、ネイティブが日本人教師の目標言語にまつわる表現上のトラブルを取り除く)授業の効率化を図ることができること、(3)日本人教師の存在は、特に最初のうち学生に安心感を与え、また彼の話す姿が学生達のモチベーションを喚起すること、等々が挙げられよう。

しかし、実施するに当たっては、授業形態が特殊なので、「楽な仕事」との誤解を受けたり、とくにネイティブスピーカーが学外講師(非常勤講師やTAやゲスト)の場合余計な出費とのクレームがついたりすることも予想されるので、実践を積み上げつつまず言語センター内部の十分な理解を得ること、その上で学内の理解をも拡大して行くことが肝要であろう。もとより一定の目標に対応した相対的な授業方法であるし、準備・連絡その他手間暇が掛かりもするので、強い興味のある者が担当するのがよいだろう。しかし特に初習外国語にとっては捨てる有効性があるので、経験の蓄積によって言語センターにふさわしい共有財産になって行くことが期待される。

(6) 学外講師の活用による授業

学外講師の活用法ということになると、言語センターの立場からは、何よりもまずネイティブスピーカーとのチームティーチングが挙げられる。この授業方法・形態の効果等についてはすでに前項で説明したとおりだが、ここでは講師であるネイティブスピーカーとどのような共同作業が可能かについて少し触れてみたい。

第一に人件費の安い留学生等をTAとして活用することが考えらるが、未経験なためひどく手が掛かる可能性があること、また英語系・中国語系の人材は求め易いかもしれないが、それ以外の言語系では事情がやや異なること等の問題点もある。第二に講義経験のあるネイティブを非常勤講師として雇用する方法があり、この場合にはかなり実りのある授業が期待される。第三に共同でネイティブスピーカーをゲストとして雇用し、定期的に訪問してもらう方法がある。毎回でなくとも定期的であれば、集中的な応用練習の機会として計画的に活用できるのでかなりの学習効果が期待できる。

第 4 章
資 料

表1

① 学科・課程変更人数および変更理由

(平成元年度～平成5年度)

年度	人数	理由
元年	4名	・変更前の学科及び授業科目より変更後の学科及び授業科目に、より強い興味・関心かつ学ぶ意欲を覚えたため(2名)。 ・教育職員免許状取得かつ教育職員になりたいため(2名)。
2年	5名	・変更前の学科及び授業科目より変更後の学科及び授業科目に、より強い興味・関心かつ学ぶ意欲を覚えたため(4名)。 ・教育職員免許状取得かつ教育職員になりたいため(1名)。
3年	1名	・変更前の学科及び授業科目より変更後の学科及び授業科目に、より強い興味・関心かつ学ぶ意欲を覚えたため(1名)。
4年	6名	・変更前の学科及び授業科目より変更後の学科及び授業科目に、より強い興味・関心かつ学ぶ意欲を覚えたため(3名)。 ・教育職員免許状取得かつ教育職員になりたいため(3名)。
5年	0名	
合計	16名	

② 変更者の所属動向

(平成6年1月現在)

学科・課程	経済	商業	経法	管理	商教	合計
変更前	1名	2名	7名	4名	2名	16名
変更後	9名	0名	0名	1名	6名	16名

表2 過去5年間のノンゼミ学生数

年度	対象学年	対象学生数	ノンゼミ	ゼミ所属
平成5年度	平成3年度生	385	16	369
平成4年度	平成2年度生	363	16	347
平成3年度	平成元年度生	377	20	357
平成2年度	昭和63年度生	387	6	381
平成元年度	昭和62年度生	389	13	376

表3 過去5年間の留年学生数の経年的変化

		年次	実	E	C	L	M	K	合計	
昼 間 コ レ ス	平成5年度	実質1年次生	11						11	
		2		39	0	14	4	3	60	
		3		31	6	11	1	3	52	
		過年度		56	22	23	7	5	113	
	合計	11	126	28	48	12	11	236		
	平成4年度	実質1年次生	12							12
		2		52	6	15	1	5	79	
		3		29	3	9	0	3	44	
		過年度		43	34	33	6	6	122	
	合計	12	124	43	57	7	14	257		
	平成3年度	実質1年次生	16							16
		2		48	3	12	0	5	68	
3			17	10	8	0	1	36		
過年度			40	37	12	7	10	106		
合計	16	105	50	32	7	16	226			
平成2年度	実質1年次生	15							15	
	2		32	10	8	0	3	53		
	3		12	10	3	1	2	28		
	過年度		49	22	15	2	6	94		
合計	15	93	42	26	3	11	190			
平成元年度	実質1年次生	15							15	
	2		28	12	2	1	2	45		
	3		35	13	6	1	2	57		
	過年度		31	25	11	1	5	73		
合計	15	94	50	19	3	9	190			
夜間 主	H5	実質1年次生	8						8	
	H4		-						-	

備考：1)過年度の人数については、実質年次生の人数を除いたものを計上した。
 2)表中（以下同じである）、Eは経済、Cは商、Lは企業法、Mは社会情報、の各学科、Kは商業教員養成課程を示す。

表4 過去5年間の休学・退学の学科別人数

	休学					退学					
	E	C	L	M	K	E	C	L	M	K	
平成5年度	1	2	6	5	3	2	1	0	0	0	0
平成4年度	4	4	4	5	1	1	6	3	2	0	1
平成3年度	7	2	1	1	1	1	6	3	0	1	1
平成2年度	6	1	2	0	0	1	7	1	1	0	1
平成元年度	6	3	2	0	0	1	7	0	1	0	0

表5 休学理由別学生数（昭和63年度～平成4年度）

	病 気	留 学	経済的	家庭事情	精神的	一身上	合 計
昭和63年度	3	7	3	2	3	2	20
平成元年度	2	8	4	0	1	3	18
平成2年度	3	7	3	1	1	2	17
平成3年度	1	8	3	0	1	3	16
平成4年度	0	5	6	2	4	6	23
合 計	9	35	19	5	10	16	94

表6 退学理由別学生数（昭和63年度～平成4年度）

	病 気	経済的	他大学 受 験	一身上	家 庭 事 情	修学意 欲喪失	成 績 不 振	合 計
昭和63年度	1	1	5	2	3	7	0	19
平成元年度	1	0	6	3	3	3	0	16
平成2年度	0	1	3	5	2	1	2	14
平成3年度	0	1	6	4	1	3	3	18
平成4年度	0	1	3	4	2	6	3	19
合 計	2	4	23	18	11	20	8	86